平成30年9月27日 API接続チェックリストワーキンググループ

通番 区分	セキュリティ 対応目標	対象者	手法例	関連 規定	関連 規定 箇所	通番	セキュリティ 対応目標	解説文	手法例 / 具体例	関連 規定	関連 規定 箇所
1 情セリ管態 報キテ理勢	・ セキュリティ管理 責任の所在にする	API 接続先	<ul> <li>〈責任者の設置〉</li> <li>1. セキュリティ管理に関する責任者を明確化し、セキュリティ管理の職務範囲を認識している。</li> <li>2. 情報資産の安全管理に係る業務遂行の総責任者である「情報管理に係る統括責任者」を設置している。</li> <li>3. 情報資産を取扱う部署における「情報資産管理に係る責任者」を設置している。</li> <li>〈体制の整備〉</li> <li>4. セキュリティ等の管理体制を整備している(責任範囲対象毎に責任者を任命する)。</li> <li>〈統括責任者・責任者の業務〉</li> <li>5. セキュリティ管理に係る統括責任者は、情報管理に関する各種対策を実施している(注1)。</li> <li>6. API利用サービスを所管する部署の「セキュリティ管理に係る責任者」は、情報管理に関する各種対策を実施している(注2)。</li> <li>(注1)具体例</li> <li>()情報資産の安全管理に関する規程及び委託先の選定基準の承認及び周知②「セキュリティ管理に係る責任者」及び情報資産利用者に係る「本人確認に関する情報」の管理者の任命③「セキュリティ管理に係る責任者」からの報告徴収及び助言・指導・分析をの全管理に関する教育・研修の企画⑤・ディーの事業者内全体における情報資産の安全管理に関すること</li> <li>(注2)具体例</li> <li>()情報資産の取扱者の指定及び変更等の管理③情報資産の取扱者の指定及び変更等の管理③情報資産の取扱者の指定及び変更等の管理③情報資産の取扱状況の把握⑥季託先における情報資産の取扱状況等の監督⑦情報資産の取扱状況の把握⑥季託先における情報資産の取扱状況等の監督⑦情報資産の安全管理に関する教育・研修の実施⑧「セキュリティ管理に係る統括責任者」に対する報告</li> <li>③その他所管部署における情報資産の安全管理に関すること</li> </ul>	FISC•安 対基準	運運運運 3456	1	セキュリティ管理責任の所在と対象	セキュリティに関する適切な対策を 実施するため、セ キュリティ管理に 関する責任者を決 定し、職務範囲を 明確にする。	<ul> <li>〈責任者の設置〉</li> <li>1. セキュリティ管理に関する最高責任者を明確化し、セキュリティ管理の職務範囲を認識している。</li> <li>2. 情報資産の安全管理に関する業務遂行の責任者を設置している。</li> <li>3. 情報資産を取り扱う部署における情報資産管理に関する責任者を設置している。</li> <li></li> <li>会最高責任者・責任者の業務〉     <li>1. セキュリティ管理に関する最高責任者は、情報管理に関する各種対策を実施している。(注1)     <li>② API利用サービスを所管する部署のセキュリティ管理に関する責任者は、情報管理に関する各種対策を実施している。(注2)</li> <li>(注1)</li> <li>① 情報資産の安全管理に関する規程及び委託先の選定基準の承認及び周知</li> <li>② セキュリティ管理に関する責任者及び情報資産利用者に関する本人確認に関する情報の管理者の任命3 セキュリティ管理に関する責任者からの報告徴収及び助言・指導信報資産の安全管理に関する教育・研修の企画</li> <li>⑤ その他事業者内全体における情報資産の安全管理に関するとにおける情報資産の安全管理に関するとに対しての設定及び変更等</li> <li>② 情報資産の取扱者の指定及び変更等の管理</li> <li>③ 情報資産の取扱状況の把握</li> <li>⑥ 委託先における情報資産の取扱状況の把握</li> <li>⑥ 委託先における情報資産の取扱状況等の監督</li> <li>⑦ 情報資産の取扱状況の把握</li> <li>⑥ 委託先における情報資産の取扱状況の把握</li> <li>⑥ 委託先における情報資産の安全管理に関する記録</li> <li>⑥ その他所管部署における情報資産の安全管理に関する記述</li> </li></li></ul>	FISC·安	統統統統
1 情セリ管態 報キテ理勢	セキュリティ管理ルールを整備する	AFY	<ul> <li>〈セキュリティ関連文書の整備〉</li> <li>1. 情報資産の安全管理措置に係る基本方針・取扱規程を整備している(注1)。</li> <li>2. 情報資産の安全管理措置、点検および監査に関する規程について定期的に評価・改訂を行っている(注2)。</li> <li>〈アクセス管理の実施〉</li> <li>3. データ管理者の設置及び顧客データにアクセスできる者の人数とアクセス管理の仕組み、アクセス管理ルールを整備している。</li> <li>〈エビデンスの確保〉</li> <li>4. 組織文化醸成の中で、セキュリティの文脈も踏まえたディスカッションを経営陣も交えて継続的に実施している。そこでの議論はブレゼン資料やチャット等に残し、エビデンスとして提示している。</li> <li>5. 業界団体が策定した自主基準に則る前提でセキュリティ運用を行い、業界団体の指導・教育を受けたエビデンスを提示している。</li> <li>(注1)具体例</li> <li>①以下の事項を定めた基本方針の整備。事業者の名称 b.安全管理措置に関する質問及び苦情処理窓口。(安全管理に関する宣言。関係法令等遵守の宣言</li> <li>②各管理段階に係る取扱規程の整備。由取得、入力段階 b.利用・加工段階。(保管・保存段階 d.移送、送信段階 e.消去、廃棄段階 f.漏えい事業等への対応の段階</li> <li>③情報資産の取扱状況の点検および監査に関する規程の整備</li> <li>(注2)具体例</li> <li>①情報資産の安全管理措置、点検および監査に関する規程を、定期的に評価・改訂を行う</li> </ul>	銀行API 報告書・ セキュリ ティ原則	-   <del>!</del>  運1	2	セキュリティ管理ルールを整備する。	セキュリティ管理 態勢を維持、継続 するため、セキュ リティ管理の方針 や規程を整備す る。	<ul> <li>〈セキュリティ関連文書の整備〉</li> <li>1. 情報資産の安全管理措置に関する基本方針。取扱規程を整備している。(注1)</li> <li>2. 情報資産の安全管理措置、点検及び監査に関する規程について定期的に評価。改訂を行っている。</li> <li>〈アクセス管理ルールの整備〉</li> <li>1. データ管理者の設置及び顧客情報にアクセスできる者の特定と、アクセス管理の仕組み、アクセス管理ルールを整備している。</li> <li>(注1)</li> <li>① 以下の事項を定めた基本方針の整備。         <ul> <li>事業者の名称</li> <li>安全管理措置に関する質問及び苦情処理窓口。</li> <li>安全管理措置に関する質問及び苦情処理窓口。</li> <li>安全管理接際に関する取扱規程の整備。</li> <li>規係法令等遵守の宣言</li> </ul> </li> <li>② 各管理段階に関する取扱規程の整備。</li> <li>和用・加工段階。</li> <li>、保管・保存段階。</li> <li>人移送・送信段階。</li> <li>、消去・廃棄段階</li> <li>・・ 漏速事業等への対応の段階</li> <li>債報資産の取扱状況の点検及び監査に関する規程の整備</li> </ul>	銀報セテーFIS基 PI ・	d  統1

通番	区分	セキュリティ 対応目標 対象者	手法例	関連規定	関連 規定 箇所	通番	セキュリティ 対応目標	解説文	手法例 / 具体例	関連規定	関連 規定 箇所
3	情セリ管態 報キテ理勢	セキュリティ管理 API 接続先	〈周知・意識啓発の徹底〉 1. セキュリティ運用に関する周知・注意喚起を全役職員向けメールで行っている。経営者(セキュリティ管理責任者)を現たに入っており、運用状況の把握を行っている。またメールがログとして後から精査可能な、状態としている。 2. 役職員が情報分類の取扱いルールを確認できるよう、イントラネットや社内掲示板等で広く周知している。 3. 役職員向けに個人情報保護に係るトレーニングや意識啓発を図っている。 〈モニタリングの実施〉 4. セキュリティ遠守状況を定期的に点検し、改善を行っている。 5. 情報資産を取扱う部署が自ら行う点検体制を整備し、規程違反事項の有無等の点検を実施している(注1)。 6. 取扱規程(に規定する)の規定事項の遵守状況の記録及び確認を行っている。 8. 本サービスに関する情報管理ルールを制定し、通守されるよう運用を行っている。 8. 本サービスに関する情報管理ルールを制定し、規程違反事項の有無等の監査を実施している(注2)。 〈監査の実施〉 9. 当該部署以外の者による監査体制を整備し、規程違反事項の有無等の監査を実施している(注2)。 (注1)具体例 ①情報資産取扱部署の点検页実施 9. 高校の実施後において、規程違反事項等を把握したときは、その改善の実施 (注2)具体例 ①情報資産取扱部署以外からの監査責任者・監査担当者の選任 ②監査計画の策定による監査体制整備 ③定期的及び臨時の監査の実施 ②監査計画の策定による監査体制整備 ③定期的及び臨時の監査の実施 ②監査計画の策定による監査体制整備 ③定期的及び臨時の監査の実施 ②監査計画の策定による監査体制整備 ③流定期の及び臨時の監査の実施 ④ 熱質の実施後において、規程違反事項等を把握したときは、その改善の実施 ④ 監査の実施後において、規程違反事項等を把握したときは、その改善の実施	FI対SC基準	運10-1	3	役職員に対すのと は対すのと を関する。 を対すのと を対する。 を対する。 を対する。 を対する。 を対する。 を対する。	全社的にセキュリティ管理態勢を役 強員に対してセ キュリティ教育を 実施し、遵守状況に について定期的に モニタリング等を 実施する。	<ul> <li>〈周知・意識啓発の徹底〉</li> <li>1. セキュリティ運用に関する周知・注意喚起を全役職員向けに行っている。</li> <li>〈教育・研修の実施〉</li> <li>1. 投職員への安全管理は関する取扱規程に従った体制を整備し、運用を行っている。</li> <li>②・本サービスに関する情報管理ルールを制定し、遵守されるよう運用を行っている。</li> <li>②・本サービスに関する情報管理ルールを制定し、遵守されるよう運用を行っている。</li> <li>②・本サービスに関する情報管理ルールを制定し、遵守されるよう運用を行っている。</li> <li>②・本サービスに関する情報管理ルールを制定し、遵守されるよう運用を行っている。</li> <li>②・工ビテンスの確保〉</li> <li>1. 組織文化館成の中で、セキュリティの文脈も踏まえたディスカッションを経営庫も交えて継続的に実施している。そこでの議論は、エビデンスとして提示している。</li> <li>②・業界団体が策定した自主基準に則る前提でセキュリティ連用を行い、業界団体の指導・教育を受けたエビデンスを提示している。</li> <li>〈モニタリングの実施〉</li> <li>1. セキュリティ遵守状況を定期的に点検し、改善を行っている。</li> <li>②・情報資産を取り扱う部署が自ら行う点検体制を整備し、規程違反事項の有無等の監査を実施している。</li> <li>②・性報音を取り出まるの実施〉</li> <li>1. 当該部署以外の者による監査体制を整備し、規程違反事項の有無等の監査を実施している。</li> <li>〈整主者認証の利用〉</li> <li>1. 遺抜するサービスを目的に合致した第三者認証を取得していなければならない訳ではない。</li> <li>(注1)</li> <li>① 役職員に対する採用時の教育及び定期的な教育・訓練</li> <li>② 造機設資企の変を管理に関する研究を規模を定義していなければならない訳ではない。</li> <li>(注2)</li> <li>① 情報資産の安全管理に関する研究を見を定るした場合の窓或処分の周知</li> <li>④ 役職員に対する教育・訓練の評価及び定期的な見直し</li> <li>(注2)</li> <li>② 監査計画の策定による監査体制整備</li> <li>③ 定期的及び臨時の監査の実施</li> <li>② 監査計画の策定による監査体制整備</li> <li>③ 定期的及び臨時の監査の実施</li> <li>② 監査計画の策定による監査体制整備</li> <li>③ 定期的及び臨時の監査の実施</li> <li>② 監査計画の策定による監査体制整備</li> <li>③ 定期的及び臨時の監査の実施</li> <li>② 監査計画の策定による監査を制整備</li> <li>③ 定期的及び臨時の監査の実施</li> <li>② 監査計画の策定による監査をの実施</li> <li>② 監査計画の策定による監査を影響の実施</li> <li>② 監査計画の策定による監査をお表している。</li> <li>② といるのでは、おびまれたいではないといるのでは、またいには</li></ul>	<u>報告書・</u> セキュリ <u>ティ原則</u>	d 3.3.3 内 部からの 不正アク セス対策 e 
4	セキュリティ	役職員に情報管 理方法を周知し、 セキュリティに対 するモラルを高め る	〈教育・研修の実施〉 1. 役職員への安全管理措置の周知徹底、教育及び訓練を行っている(注1)。 2. セキュリティ管理に関し、定期的(年1回以上)な勉強会の開催等、周知徹底・教育を実施している。またその中で、従事する社員が個人的に利用するSNS等インターネット上に、委託業務で知り得た情報の記載をしないことの周知徹底を図っている。 3. 役職員に対する定期的あるいは、必要に応じた教育・研修の実施を行っている。 (注1)具体例 ①役職員に対する採用時の教育及び定期的な教育・訓練 ②提供する情報資産の取扱いに関する研修 ②提供する情報資産の取扱いに関する研修 ③情報資産の安全管理に係る就業規則等に違反した場合の懲戒処分の周知 ④役職員に対する教育・訓練の評価及び定期的な見直し	銀行API 報告 セナュ ティ原則	3.3.3 内のの 部不セ e						

通	替 区分	セキュリティ 対応目標	対象者	手法例	関連規定	関連 規定 箇所	通番	セキュリティ 対応目標	解説文	手法例 / 具体例	関連規定	関連 規定 箇所
5	情セリ管態報キテ理勢	情報資産の取扱態勢を確認する		<情報資産の台帳管理> 1. 情報資産に関する台帳等を整備している(注1)。 (注1)具体例 ①取得項目 ②利用目的 ③保管場所・保管方法・保管期限 ④管理部署 ⑤アクセス制御の状況	銀行API 報告 も セ キュ リ 則	3.3.3 内 部正対 e	<u>4</u>	情報資産の <u>管理</u> <u>を実施する。</u>	情報漏洩等が発生した場合、影響 ・ 生した場合、影響 ・ 範囲を速やかに ・ 把握し、適切な対 ・ 応を行うため、情 ・ 報資産の管理を 実施する。	<情報資産の台帳管理> 1. 情報資産に関する台帳等を整備している。(注1) (注1) ① 取得項目 ② 利用目的 ③ 保管場所、保管方法、保管期限 ④ 管理部署 ⑤ アクセス制御の状況	銀報セティ 行告ュリ リ	I 3.3.3 内 3.3からア 3.3からア 4 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
6	セキュ	役職員との情報の情報が実際のののでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	ADI	<内部役職員の不正対策> 1. 役職員等との間で採用時等に情報資産の非開示契約等を締結している(注1)。 2. 就業規則等に「情報資産の取扱に関する役職員の役割・責任や、非開示契約違反時の懲戒処分」を定めている。 (注1)具体例 ①非開示契約(業務上知りえた秘密に関する守秘義務を含む)締結時に、以下内容を含む締結内容を十分に説明している。 a.非開示義務に反した場合の責任の規定 b.役職員の退職後における非開示義務遵守の規定 ②派遣社員を従事させる場合の、派遣社員本人との契約、覚書、念書等(電子的手段含む)による守秘義務の規定		3.3.3 内 部 正 対 c	<u>5</u>	役職員 <u>による不正</u> <u>への対策を実施</u> <u>する。</u>	社内から無断で情報が持ち出される こと等がないよう、 役職員に対して不 正対策を実施する。	〈役職員の不正対策〉 1. 役職員との間で採用時等に情報資産の非開示契約等を締結している。(注1) 2. 就業規則等に情報資産の取扱いに関する役職員の役割・責任や、非開示契約違反時の懲戒処分を定めている。 (注1) ① 非開示契約(業務上知り得た秘密に関する守秘義務を含む)締結時に、以下内容を含む締結内容を十分に説明している。 a. 非開示義務に反した場合の責任の規定 b. 役職員の退職後における非開示義務遵守の規定 ② 派遣社員を従事させる場合に、派遣社員本人との契約、覚書、念書等(電子的手段含む)による守秘義務を規定している。	銀 行 API 報 せ キュ リ 則	3.3.3 内 3.3.3 内 3.3.5 内 3.3.7 内 3.3.7 内 7 で 7 で 7 で 8 で 7 で 7 で 8 で 7 で 9
7	I H TK	サービスの解えての解から、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きないでは、いきないでは、ないでは、いきないでは、ないでは、いきないでは、これでは、いきないではないでは、いきないではないでは、いきないではないではないでは、いきないではないではないではないではないではないではないではないではないではないでは	API 接続先	〈解約時のデータポータビリティ及び消去〉 <ol> <li>解約時のデータの返却有無及び方法を定めている(注1)。</li> <li>サービス解約後のデータ消去の実施有無/タイミング、保管媒体の破棄の実施有無/タイミング、利用者に所有権のあるデータの消去方法及び第三者証明の有無について事前に取り決めている。</li> <li>情報資産の廃棄計画&gt;</li> <li>情報資産の廃棄計画を取り決めている(注2)。</li> </ol> (注1)具体例 <ol> <li>機密情報の完全消去</li> <li>監査権の行使</li> <li>保棄手続きを明確化することで、安全かつ効率的な対応が求められる</li> <li>廃棄手続を規定している</li> <li>注2)具体例</li> <li>廃棄計画の例</li> <li>高廃棄の対象範囲</li> <li>。廃棄の対象範囲</li> <li>。廃棄する方法</li> <li>。計上資産の処分方法</li> </ol>	銀行API 報告キュリティ原則	3.3.3 内 部 から の 不 セ e	<u>6</u>	自社 サービスステン が廃棄等等をは 機 は 機 決 が 上 り た い た い た い た り た り た り た り た り た り た	<u>自社サービスの解</u> <u>約後及びシステム</u> <u>の廃棄後に情報</u> <u>漏洩を発生させないため、機器等に</u> 保存されている情		銀報セティ 行告 キュリ則	3.3.3 内 部かアク マセス e

通	番 区分	セキュリティ 対応目標	対象者	手法例	関連規定	関連 規定 箇所	通番	セキュリティ 対応目標	解説文	手法例 / 具体例	関連 関連 規定 規定 箇所
8	情セリ管態報キテ理勢	セキュリティ不祥 事案の発生に対 を行う体制を確 立する	API 接続先	<不祥事案への対応> 1. 過去に発生したセキュリティ関連の不祥事案の内容と対策状況を記録し保管している。 2. 重大な不祥事案については、第三者にて対策や改善状況の妥当性や統制プロセスを評価している。	銀行API・お子がある。 銀行書・1 はおきません。 は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	3.3.1 API 接続性 b	7	セキュリティ不祥 事案の発生に対し て、振り返りと対 策を <mark>実施する</mark> 。	セキュリティ不祥 事案の再発を防 止するため、発生 した不祥事案の原 因分析を行い、必 要な対策を実施す る。	<不祥事案への対応> 1. 過去に発生したセキュリティ関連の不祥事案の内容と対策状況を記録し保管している。 2. 重大な不祥事案については、第三者が対策や改善状況の妥当性、統制プロセスを評価している。	銀行API 3.3.1 API 報告書・接続先の セキュリ 適格性 b
_	_		-				8	連鎖接続における 安全性を確保す る。 【対象者】 API接続先	連鎖接続先にお いてセキュリティ 不祥事案が発生し ないよう、連鎖接 続先における安全 性確保のための 施策を実施する。	《連鎖接続先の安全対策》     1. 連鎖接続先が遵守すべき安全対策の内容を踏まえた契約を締結している。     2. 連鎖接続先における安全対策の実施状況を把握している。     3. 連鎖接続先が決められた安全対策を実施していない場合は改善を求める等、必要な対応を実施している。	
9	情セリ管態報キテ理勢	セキュリティ管理 態勢が整備されて いることを客観的 に証明する	API 接続先	1. フライバンー マーク、TROSTE、ISMS(SIS Q 27001など)、ITSMS(SIS Q 20000-1など)の認証を取得している。 (取得している場合は、認証番号を明記) 2. 内部統制保証報告書[SOC1(SSAE16·ISAE3402)·SOC2·IT委員会実務指針7号]または情報セキュリティ			_				

通番口	区分	セキュリティ 対応目標	対象者	手法例	関連規定	関連 規定 箇所	通番	セキュリティ 対応目標	解説文	手法例 / 具体例	関連規定	関連 規定 箇所
10 リ 管	ティ	不正アクセス対の できている 発応る	共通	<不正アクセス(情報漏えい事業等)発生時の体制整備> 1. 不正アクセス(情報漏えい事業等)発生時の体制整備> 2. 関係対応部署(共同で対応する場合等、複数の場合は複数記入のこと)との連絡・社内報告体制を整備している(注2)。 3. 不正アクセスで発生した漏えい事業等の影響・原因等に関する調査を行う体制としている。 4. 再発防止策・事後対策の検討を行う体制としている。 5. 金融機関への報告を行う体制としている。 6. 金融機関への報告を行う体制としている。 6. 金融機関への報告を打き、共有する方法 6. 3関係大への連絡方法・範囲 6. 4被害拡大を防ぐ対応範囲の確認 6. 5利用者への周知方法 6. (注2)具体例 6. 10コンピュータセンター運営担当者および管理者 6. 2システム担当者および管理者 6. 3コンピュータメーカーおよびUPS等の設備関連業者の担当者 6. 4本部・営業店等への連絡責任者 6. 5分外部共同システム(全数センター、統合ATMシステム、共同CMS等)への連絡責任者 6. 6広報責任者 6. 6広報責任者 6. 7本部・営業店等の責任者 6. 7本部・営業店等の選絡責任者 6. 7本部・営業店等の責任者 6. 7本部・管業店等の責任者 6. 7本部・管業店等の責任者 6. 7本部・管業店等の責任者 6. 7本部・管業店等の責任者 6. 7本部・管業店等の責任者 6. 7本部・管業店等の実任者 6. 7本部・管業店等の実任者 6. 7本部・管業店等の実任者 6. 7本部・管業店等の実施責任者 6. 7本部・管業店等の実施責任者 6. 7本部・管業店等の実施責任者 6. 7本部・データセンターへの連絡責任者		3.3.4 ア発対 イク生応	<u>9</u>	不正アクセス <u>や障</u> <u>害等の</u> 発生を整備 <u>する。</u>	<u>応ができるよう、</u> <u>態勢を整備する。</u>	《不正アクセス(情報漏速事案等)の発生を想定した対応態勢の整備》 1. 不正アクセス発生時における必要な対応については、予め取り決めて明確にしておく。(注1) 2. 関係対応部第 共同で対応する場合等、複数の場合は複数記入のこと)との連絡・社内報告体制を整備している。(注2) 3. 不正アクセスで発生した漏洩事案等の影響。原因等に関する調査を行う体制を整備している。 4. 再発加止策。事後対策の検討を行う体制を整備している。 《隆書等の発生に備えて緊急時の連絡体制を決めている。 2. 緊急時の連絡体制を定期的に見直している。 (注1) ① 通知手段の確保 ② 対象利用者を双方で特定。共有する方法 ③ 関係先への連絡方法、範囲 ④ 被害拡大を防ぐ対応範囲の確認 ⑤ 利用者への周知方法 (注2) ② 力以外用者を双方で特定。共有する方法 ③ 関係先の連絡作列を対している。 (注2) ③ コンピュータセンター運営担当者及び管理者 ② コンドュータマンター運営担当者及び管理者 ② コンピュータセンター、表記では事務責任者 ⑤ 外部共同システム(全銀センター、統合ATMシステム、共同CMS等)への連絡責任者 ⑥ 外部共同システム(全銀センター、統合ATMシステム、共同CMS等)への連絡責任者 ⑥ コンピュータセンターへの運輸責任者 ⑥ コンピュータセンターへの運輸責任者 ⑥ コンピュータセンターへの運輸責任者 ⑥ コンピュータセンターへの運輸責任者	銀報セテ 行告ュリ則	3.3.4 イク生応 不 セ 時
11 委	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	システム運用における安全性を確保する	API 接続先	<委託先の選定> 1. 委託する場合、委託先に対して選定基準を提示している。 2. 委託する際の規程を整備している。  〈委託契約の締結> 3. 委託した業務が安全に遂行されるために、必要に応じて機密保護契約あるいはサービスレベルアグリーメントなどを締結している。 4. クラウドサービスが提供されているデータセンターの所在地、データの保存場所の把握を行い、紛争が生じた際にどの国の法律が適用されるのか、および裁判所がどこであるのかを把握している。  〈体制の整備〉 5. システム障害の発生時に備えて、国内、オフショアを含む開発拠点との連絡先や対応体制等を構築している。	FISC·安 対基準	運108 運109 運111	<u>10</u>	かつ適正に遂行されるよう。必要な	外部委託(クラウド サービスの利用を 含む) <sup>8</sup> を行う場 合、委託業務が円 滑かつ適正に遂 行されるよう、必 要な対策を実施す る。	1. 委託先の管理状況を把握している。(注1) 2. 委託先における業務の遂行状況について監査等を行っている。 3. 委託先における業務の遂行状況を定期的にモニタリングしている。	FISC•安 対基準	統20 統21 統23 <u>統1</u>

通番	区分	セキュリティ 対応目標 対応目標	手法例	関連規定	関連 規定 箇所	通番	セキュリティ 対応目標	解説文	手法例 / 具体例	関連規定	関連 規定 箇所
12	外委管部託理	外部委託事業者 における委託業務 の実施内容に問 接続先 認する	<要託先の選定> 1. クラウドサービスを利用する際に、その事業者を利用して良いか判断するためのチェックシートにてチェックしている。チェックリストでシステム導入時にリスクを評価し、利用可否のチェックを行っている。 <要託状況の確認> 2. 運用中のリスクについて、クラウドサービスのリスクを洗い出している。 3. 契約時に利用サービスのホワイトペーパーをチェックしている。 4. 保証型監査報告書の内容を検証した結果について、社内の責任者に報告している。	, 対基準	運運運運運	<u>11</u>	クラウドサービス 利用にあたっては クラウドサービス 固有のリスクを考 <u>慮した対策を実施</u> する。	クラウドサービス を利用する際は自 社サービスの内容 やクラウドサービ ス固有のリスクを 考慮して、必要な 対策を実施する。	<ul> <li>〈委託先の選定〉</li> <li>1. 利用するサービスの内容及びリスク特性に応じて、クラウド事業者の選定時に、統制対象クラウド拠点を把握している。</li> <li>2. 統制対象クラウド拠点が実質的な統制が可能となる地域に所在していることを確認している。</li> <li>3. クラウドサービスを利用する際に、チェックリスト等を用いて、その事業者を利用して良いか判断している。</li> <li>〈契約の締結〉</li> <li>1. 利用するサービスの内容及びリスク特性に応じて、統制対象クラウド拠点に対して必要となる権利(監査権等)を確保するために、クラウド事業者と交わす契約書等にその権利を明記している。</li> <li>2. 契約時に利用サービスのホワイトペーパーをチェックしている。</li> <li>〈委託状況の確認〉</li> <li>1. 利用するサービスの内容及びリスク特性に応じて、クラウド事業者から保証型監査報告書を受領し、内容について説明を受けている。</li> <li>2. 保証型監査報告書の内容を検証した結果について、社内の責任者に報告している。</li> <li>3. 監査の実施にあたっては、技術の先進性等を考慮し、クラウド事業者が委託した保証型監査の報告書を利用している。</li> <li>4. 運用中のサービスについて、クラウドサービスが内包するリスクを確認している。</li> </ul>	FISC•安 対基準	÷ 統24 監1
13	委託 管理	外部委託事業者 における委託業務 の実施状況を確 接続先 認する	<委託状況の確認> 1. 外部委託事業者から保証型監査報告書を受領し、内容について説明を受けている。	FISC·安 対基準	運89 運90 運91 運112		_			-	
14	銀A続の力制行法協体	セキュリティ対策 の高度化を図る 共通	<協力体制の整備> 1. セキュリティ対策の改善・見直し・高度化に向けて、銀行・API接続先双方で協力して取り組む態勢を整備している。 2. 想定する外部脅威や内部脅威を特定の上、発生したサイバーインシデントを記録するルールを整備している。	銀 行 API 報 キュ イ 原 則	3.3.4 不 正アクセ ス発生応 c	<u>12</u>	セキュリティ対策 の <u>見直しや改善</u> を 図る。	++++++++++++++++++++++++++++++++++++++	<協力体制の整備> 1. セキュリティ対策の見直し・改善・高度化に向けて、金融機関・API接続先双方で協力して取り組む態勢を整備している。 2. 想定する外部脅威や内部脅威を特定の上、発生したサイバーインシデントを記録するルールを整備している。	銀報セティ 行告 キュリ則	I 3.3.4 不 で で な で な で な の c

通	番区分	セキュリティ 対応目標	対象者	手法例	関連規定	関連 規定 箇所	通番	セキュリティ 対応目標	解説文	手法例 / 具体例	関連 関連 規定 規定 箇所
1	銀A続の力制・接	利用者からの照会対応を的確に行う	共通	<利用者からの照会対応> 1. 利用者からの相談・照会・苦情・問い合わせがあった場合の役割分担、業務フローをあらかじめ 取り決めている。	銀報利保則	3.4.2 説 明·表 同 令	<u>13</u>	利用者からの <u>相</u> <u>談・</u> 照会 <u>等への</u> 対 応を <u>適切</u> に <u>実施す</u> <u>る</u> 。	利用者保護の観 点から、利用者の 相談・照会、苦 情、問い合わせ等 に対して適切に対 応する。	<利用者からの相談・照会等への対応> 1. 利用者からの相談・照会、苦情、問い合わせ等があった場合の役割分担、業務フローを予め取り決めている。 <u>利用者への連絡先表示&gt;</u> 1. 利用者からの相談・照会、苦情、問い合わせ等のための連絡先を表示している。	銀行API 3.4.2 説 報告書· 司、 明· 录 和用 报 題 即 ·
1	銀A続の力制 行接協体	利用者からの相談等対応を的確に行う	共通	<利用者への連絡先表示> 1. 利用者からの相談・照会・苦情・問い合わせのための連絡先を表示している。	銀報利保則	3.4.2 説 明·表 同 和					
	銀A続の力制・技法協体	利用者の被害拡大を未然に防止する	共通	<利用者への連絡手段確保> 1. 被害拡大の未然防止のために、利用者との連絡手段を予め確保している。	銀報利保則 行書者原	3.4.4 被 害 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 た り 生 生 た り 生 り 生 り	<u>14</u>	利用者の被害拡大を防止する。	利用者の被害が 拡大しないよう、 必要な対策を実施 する。	<利用者への連絡手段確保>         1. 被害拡大の防止のために、利用者との連絡手段(注1)         (注1)         (1) 電子メール         ② 電話         ③ ウェブサイト         4) SNS	銀行API 3.4.4 被告書・ 利用書・拡然防止 は d.

通	番区分	セキュリティ 対応目標	対象者	手法例	関連規定	関連 規定 箇所	通番	セキュリティ 対応目標	解説文	手法例 / 具体例	関連 関連 規定 規定 箇所
1	銀A続の力制では接続の対象を表現である。	利用者の補償対応を的確に行う	共通	<利用者への補償対応> 1. 不正アクセスや不具合などが原因で、利用者に損害が生じた場合の補填・返金方法、補償範囲について予め取り決めている。 2. API接続先とAPI接続先が利用するクラウド事業者間での事故責任の範囲と補償範囲が記述された文書の有無、有る場合はその文書名称、損害賠償保険加入の有無を確認している。	銀報利保則 行書者原	3.4.5 利 お	<u>15</u>	利用者 <u>へ</u> の補償 を <u>適切に実施す</u> <u>る</u> 。	利用者保護の観点から、利用者に 補償する必要がある場合には、補償 を適切に実施する。	<利用者への補償対応> 1. 不正アクセスや不具合等が原因で、利用者に損害が生じた場合の補 <mark>償・</mark> 返金方法、補償範囲について予め取り決めている。 2. API接続先とAPI接続先が利用するクラウド事業者間での事故責任の範囲と補償範囲が記述された文書の有無、有る場合はその文書名称、損害賠償保険加入の有無を確認している。	銀行API 3.4.5 利 報告書・ 利用者 する責 任・補償 則
1	銀A続の力制行法協体	利用者向けの補償対応窓口を的確に運営する	共通	<利用者への補償窓口対応> 1. 利用者に対する補填・返金方法とその補償範囲について、ウェブサイト等にて利用者が常時確認できる ように表示したり、利用者が補償・返金を求める対応窓口やその方法について十分認識できるようにして いる。	銀報利保則 行書者原	3.4.5 利 お	<u>16</u>	利用者向けの補 償対応窓口を <mark>適</mark> 切に運営する。	利用者保護の観点から、利用者向けの補償窓口を 設置し、適切な運営を実施する。	<利用者への補償窓口対応> 1. 利用者に対する補 <mark>償・</mark> 返金方法とその補償範囲について、ウェブサイト等にて利用者が常時確認できるように表示したり、利用者が補償・返金を求める対応窓口やその方法について十分認識できるようにしている。	銀行API 3.4.5 利 報告書・ 用者 する責 任・補償 <u>d</u>
2	コピタ備理ンュ設管	コンピュータ設備面での情報漏洩対策を行う	API 接続先	〈クラウドサービスの活用〉 <ol> <li>各種第三者認証機関による認証を得たクラウドサービス事業者のサービスを利用し、コンピュータ設備面でのセキュリティ態勢を担保している。</li> <li>実験体理を対理セキュリティ境界の出入口に破壊対策ドアを設置している。</li> <li>コンピュータ室及びラックの施錠・鍵管理(入退室に鍵・カード・暗証番号要)を実施している。</li> <li>コンピュータリソース配置&gt;</li> <li>コンピュータリソースを執務室に設置する場合、施錠されたラックに格納されており、ケーブル類にも簡易にはアクセスできないようになっている。</li> <li>コンピュータリソースをコンピュータセンターに設置している。</li> </ol>			<u>17</u>	あるの性報浸油	コンピュータ設備 に情報資産(電子 データ)が保管さ れている場合、情 報資産(電子デー タ)の漏洩を防止 するため、コン ピュータ設備面で	2. コンピュータリソースをコンピュータセンターに設置している。       <役職員の入退室・アクセス管理>	銀行API 報告書・ セキュリ ティ原則 e

通	番 区分	セキュリティ 対応目標	対象者	手法例	関連 規定	関連 規定 箇所	通番	セキュリティ 対応目標	解説文	手法例 / 具体例	関連 規定	関連 規定 箇所
21	コピタ備理ンユ設管	サーバルームに不変を防ぎ、セーカのをはなる。というでは、セークのでは、セークをはいる。というでは、大きないのでは、大きないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、	API 接続先	ぐ内部役職員の入退室・アクセス管理> <ol> <li>各種第三者認証機関による認証を得たクラウドサービス事業者のサービスを利用する等、コンピュータ設備面でのセキュリティ態勢を担保している(注1)。</li> <li>情報資産の取得・入力段階、利用・加工段階、保管・保存段階において、以下のアクセス制御策を講じている(注2)。</li> <li>監視カメラについては、監視カメラ稼働時間、監視カメラの監視範囲、映像の保存期間を提示している。</li> <li>個人認証システムと連動した物理的入退出装置(ドア・柵等)を設置している。</li> <li>受付・警備員を常駐させている。</li> </ol> (注1)具体例 <ol> <li>コンピュータ室に設置する場合。</li> <li>部屋が専用室であり、施錠管理(入退室に鍵・カード・暗証番号要)を実施している。</li> <li>独務室に設置する場合。</li> <li>漁施錠されたラックに格納されており、ケーブル類にも簡易にはアクセスできないようになっている。</li> <li>コンピュータセンターに設置している</li> <li>(注2)具体例</li> <li>入館(室)者による不正行為の防止のための、業務実施場所及び情報システム等の設置場所の入退館(室)管理の実施(例:入退館の記録の保存など)</li> <li>②盗難等の防止のための措置 (例:カメラによる撮影や作業への立会等による記録またはモニタリングの実施、記録機能を持つ媒体の持込み・持出し禁止または検査の実施など)</li> </ol>	銀報 せ ティ 原 則	3.3.3 内 部 不 セ e			_	-		
22	コピタ備理ンユ設管	政治状況、法規制の変化に対応し対況下におく	API 接続先	〈データに関する確認〉 1. データセンター所在地(含む隔地保管)を把握し、リスク・制約がないことを確認している(注1)。 〈海外法規制の確認〉 2. 開発担当国の規制等を考慮して開発されたシステムを他国の拠点で利用する場合、利用拠点国の規制に水準が合わないリスクが存在するため対策が必要。利用各国の金融当局ガイドラインを調査し、リスク・制約がないことを確認している。 〈クラウドサービスの活用〉 3. 各種第三者認証機関による認証を得た、クラウドサービス事業者のサービスを利用し、コンピュータ設備面でのセキュリティ態勢を担保している。 (注1)具体例 ①国名(日本の場合は地域ブロック名(例:関東、東北))、全データ経由国の名称 ②データ保存地の各種法制度の下におけるデータ取扱い及び利用に関する解約条件の有無 ③日本の個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法を踏まえた個人情報の管理態勢になっていることを確認する								
23	、ス設	執務室に不正な 人物の入ぎ、セキュアな トワークへの侵入 や、業務に 強を防ぐ	API 接続先	〈アクセス制御策の実施〉 1. 情報資産の取得・入力段階、利用・加工段階、保管・保存段階において、以下のアクセス制御策を講じている(注1)。 (注1)具体例 ①入館(室)者による不正行為の防止のための、業務実施場所及び情報システム等の設置場所の入退館(室)管理の実施 (例:入退館の記録の保存、保存期間など) ②盗難等の防止のための措置 (例:カメラによる撮影や作業への立会等による記録またはモニタリングの実施、記録機能を持つ媒体の持込み・持出し禁止または検査の実施など) ③教務室が他社と同居するビルの場合は、エレベータ・階段から直接入れる位置には設置しない (設ける場合は、事務室等の前室を設けること)これらの設備がある上下階は危険が多いので避ける			<u>18</u>	サルフロナフ	業務上入手した重要情報の漏洩を防止するため、執務室への入室管理やアクセス管理を適切に実施する。	<ul> <li>&lt;入室制限の実施&gt;         <ol> <li>重要情報を格納した機器を保管している部屋への入室を制限している。(注1)</li> <li>(アクセス制御策の実施&gt;             <ol> <li>情報資産の取得・入力段階、利用・加工段階、保管・保存段階、移送・送信段階、消去・廃棄段階において、アクセス制御策を講じている。(注2)</li> <li>(注1)</li> <li>(重要な物理的セキュリティ境界からの入退出を管理するための手順書を作成している。</li> <li>(注2)</li> <li>(入館(室)者による不正行為の防止のための、業務実施場所及び情報システム等の設置場所の入退館(室)管理の実施(例:入退館記録の保存等)</li> <li>②盗難等の防止のための措置(例:カメラ撮影による記録又は作業への立会等によるモニタリングの実施、記録機能を持つ媒体の持込み・持出し禁止又は検査の実施等)</li> </ol> </li> </ol></li></ul>	銀行API 報告書・ セナュリ ティ原則	3.3.3 内 部からの 不正アク セス対策 e

通番	区分	セキュリティ 対応目標	対象者	手法例	関連規定	関連 規定 箇所	通番	セキュリティ 対応目標	解説文	手法例 / 具体例	関連規定	関連 規定 箇所
24 们 王	へ政	重要情報にアクセ スできる人間を制 限する	API 接続先	<入室制限の実施> 1. 重要情報を格納した機器を保管している部屋への入室を制限している(注1)。 (注1)具体例 ①重要な物理的セキュリティ境界からの入退出を管理するための手順書を作成している ②他社と同居するビルの場合は、エレベータ・階段から直接入れる位置には設置しない (設ける場合は、事務室等の前室を設けること) ③これらの設備がある上下階は危険が多いので避ける				_	_		_	-
25 位王		内部開発を行うにより、大学の関係を行うにより、大学の関係を行うにより、大学の関係を行うにより、大学の関係を行うにより、大学の関係を行うにより、大学の関係を行うにより、大学の関係を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	API接続先	<情報資産の書込禁止・持出制限> 1、PCは、外部記憶媒体やスマートデバイスを介した通信手段(テザリング)による情報漏えいリスクへの対策を講じている(注い)。 2、システムに保有する情報資産(電子データ)の取扱状況を管理している(注2)。 3、社内規程に基づきバソコンの管理(情報資産の漏えい、き損零防止策)を行っている(注3)。 4、媒体の保管を行っている(注4)。 5、情報資産の書出し・持出し等の管理を厳格に行っている(注5)。  (注1)具体例 1 管理者によるレジストリ設定でUSBの書き出し制限を実施している 2 書出し制御のWによる制限(MTP転送対策制限、テザリング制限含む) 3 物理的な媒体挿入ロロック装置(FDD用鍵など)を設置 4)封印シールは財印確認はよびシール在庫管理製 5)電子メールのルール違反のモニタリングの実施、および重要情報送信に対しての盗聴・改竄などを考慮すること 6)業務用メールの運用規程を策定すること 注2)具体例 1)記録媒体への書き出しが可能な場合、書き出し行為に関する制御を行っている(例)・システムによる評可制、ログ取得および事後監査USB競争による封印、USBボートの無効化など。また自らの行為を自らが承認できない仕組みとなっていること) 2 オンラインストレージの利用が可能な場合(*)、アップロード行為に関する制御を行っている(利用権限付与制や、ログ取得と監査等) **・・インターネット接続がない場合や、webフィルタリングにより接続不可等の場合は本項目は「対象外」注3)具体例 1)次に掲げる措置により、情報資産の保護策を講じている a、私有PC、私有記録媒体等の執務室内における特込禁止や、機器の接続の制限 b、業務で供用するPCへの無断インストール禁止 2 情報資産の漏えり、時報資産の保護を講じている a、私有PC、私有記録媒体等の執務室内における特込発止や、機器の接続の制限 b、業務で用するPCへの無断インストール禁止 2 情報資産の漏よの場所する配合の保護手順書の行とでは、表述できないようなシステム制御 注4 4 具体例 1 紙、磁気テープ、光メディア等の媒体の保管手順書及び保管方法 注6 1 具体例 1 紙、磁気テープ、光メディア等の媒体の保管手順書及び保管方法 2 紙、磁気テープ、光メディア等の媒体の保管手順書及び保管方法 2 紙、磁気テープ、光メディア等の媒体の保管手順書及び保管方法 2 紙、磁気テープ、光メディア等の媒体の保管手順書及び保管方法 2 紙、磁気テープ、光メディア等の媒体の保管手順書の媒体の保管方法 2 紙、磁気テープ、光メディア等の媒体の保管手順書の対保管方法 2 紙、磁気テープ、光メディア等の媒体の保管手順書及び保管方法 2 紙、磁気テープ、光タイプ等の媒体の保管手順書及び保管方法 2 紙、磁気テープ、光メディア等の媒体の保管手順書及び保管方法 2 紙、磁気テープ、光メディア等の媒体の保管手順書及び保管方法 2 紙、磁気テープ、光メディア等の媒体の保管方法 2 紙、磁気テープ、光メディア等の媒体の保管方法 2 紙、磁気テープ、光メディア等の媒体の保管方法 2 紙、磁気テープ、光メディア等の媒体の保管方法 2 紙、磁気・マンボイでは関するとないでは、表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表	セキュリ	部からの 不正アク セス対策 e 	•	内部関係者に出るにより、より、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは	内部間体学による	〈情報資産の書込み禁止・持出し制限〉 1. PCは、外部記憶球体やスマートデバイスを介した通信手段(テザリング)による情報漏洩リスクへの対策を講じている。(注1) 2. ソステムに保有する情報資産(電子データ)の取扱状況を管理している。(注2) 3. 社内規程に基づきPLの管理(情報資産の漏洩、き損等防止策)を行っている。(注3) 4. 媒体の保管を行っている。(注4) 5. 情報資産の書出し・持出し等の制限を行っている。(注5) (注1) ① 管理者によるレジストリ設定でUSBの書出し制限を実施している。② 書出し制御SWIによる制限(MTP転送対策制限、デザリング制限含む)を実施している。③ 書加出制御SWIによる制限(MTP転送対策制限、デザリング制限含む)を実施している。③ 物理的な媒体挿入口ロック装置(USBの書出とが)・ル・在庫管理を行っている。⑤ 電子メールのルール違反のモニタリングの実施及び重要情報送信に対しての盗聴。改竄等を考慮している。 ⑤ 電子メールのルール違反のモニタリングの実施及び重要情報送信に対しての盗聴。改竄等を考慮している。(注2) ① 記録媒体への書出しが可能な場合、書出し行為に関する制御を行っている。(注2) ② 記録媒体への書出しが可能な場合、書出し行為に関する制御を行っている。(別・ステムによる許可制、ログ取得及ど事後監査USB健等による封印、USBポートの無効化等。また。自らの行為を自らが承認できない仕組みとなっていること) ② オンカインストレーシの利用が可能な場合、※、、アップロード行為に関する制御を行っている。利用構度付与制やログ取得と監査等)※イクターネット接続がない場合やWebフィルタリングにより接続不可等の場合は、本項目は対象外3システムタンナナンスや重要情報(トークン、認証コート等)を扱えるPCでは、電子メールや業務上を要のないウェブサイトの閲覧を行わない。(注3) ① 次に掲げる措置により、情報資産の保護策を請じている。 a 電子メールでの閲覧を行わない。(注3) ② 次下ルのメテナンと重要情報がトークン、以下の監査とは指揮等を行っている。 a 電子メールに対する監査の実施、又は本サービスにて取得する情報が電子メールにご信できないようなシステム制御(注4) ① 新、磁気テーブ、光メディア等の媒体の保管手順書及び廃棄方法(注5) ② 開催な体への書出しを機能的に禁止と表は、類様は媒体のの第出しを機能的に禁止との不正な情報持出しを禁止。 可能性媒体への書出しを機能的に禁止 ② 内部をはなっている情報持出しを禁止。 可能性媒体への書出しを機能的に禁止 ② 内部をいるの不正な情報持出しを発止。 可能性媒体への書出しを機能的に禁止 ② 可能性媒体への書出しを機能的に禁止 ② 内部をいるの不正な情報持出しを整視。即制	報告書・	3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.m. 内のク策 = - 実 1.4.2.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3
26 们 王	ナフィ 武管 理	ウィルス感染によるシステム侵入等 の攻撃を防ぐ	API 接続先	〈ウイルス対策の実施〉 <ol> <li>業務利用しているPC等にウィルス対策ソフトが導入され、パターンファイルが随時更新されている他、可搬性記憶媒体にウィルスチェックを行っている。</li> <li>メール、ダウンロードファイル、サーバー上のファイルアクセス及び運用管理端末に対するウイルスチェックを行っている(ウイルス対策ソフト名、パターンファイルの更新間隔を提示)。</li> <li>ウィルス感染を検知した場合の対応手順を定め、定期的に見直しを行っている。</li> <li>ウィルス感染を検知した場合の対応手順を、システム復旧プランに明記し、定期的(年1回以上)に見直しを行っている。</li> </ol>	銀行API 報告書・ セキュリ ティ原則	不正アク	<u>20</u>	ウ <mark>イ</mark> ルス感染によるシステム侵入等の攻撃を防ぐ。	ウイルス感染による不正なシステム 侵入が発生して、 情報が外部に漏 洩したり改竄され ることがないよう、 必要な対策を実施 する。	くウイルス対策の実施> 1. 業務利用しているPC等にウイルス対策ソフトが導入され、パターンファイルが随時更新されているIEか、可搬性記憶媒体にウイルスチェックを行っている。 2. 業務利用しているPCのOS、アプリケーションについて、最新版へのアップデートを実施している。 3. 電子メール、ダウンロードファイル、サーバ上のファイルアクセス及び運用管理端末に対するウイルスチェックを行っている。(ウイルス対策ソフト名、パターンファイルの更新間隔を提示)・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1	銀行API 報告書・ セキュリ ティ原則	3.3.2 外 部からの 不正アク セス対策 S

通	番 区分	セキュリティ 対応目標	対象者	手法例	関連 規定	関連 規定 箇所	通番	セキュリティ 対応目標	解説文	手法例 / 具体例	関連規定	関連 規定 箇所
27	ム開発・運	・ シで限て防 シスを適正 ク者設で 大型に作 との定業を	API 先	< 役割・責任に応じたアクセス権限の設定>> 1・役職員の必割・責任に応じた管理区分及びアクセス権限の設定について以下の通り実施している(注1)。 2 アクセス権関いたじた各権DIはアクセス管理ルールを定め以下を例に適切な管理を行っている(注1)。 (注1)具体例 (2 李本集内部における権限別・者に対するアクセス制御 3 データ管理のの設置及び部各データにアクセスできる者の人数とアクセス管理の仕組み・アクセス管理ルールを制定 (注2)具体例 (3 特別の人は他は限) (3 特別の人は他は限) (3 特別の人は一般形・適用時において使用することのない権限として管理し、社内のごく限られたシンバーに環定した管理とする (2 週刊の a 適用部門・耐発部門からの依頼書によって、通用部門にて口を作成している b 前発・適用部門の不正を防止するため、開発部署、連用部署を分離独立している体制が望ましい。 (3 世界部門・研究を開始を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を			21	情報資産への内 部からの不正アク	顧客情報が外部 に漏洩したりすること がないよう、顧る 情報が含まれる 情報が含ますする。 情報が含まれる 情報が含まする 情報が含まれる はできる はできる はできる はできる はできる はできる はできる はでき	「大学などのアクセスを選手が与する必要自分を必要是小限に関定するとともに、投資自に付与するアクセスを選及のアクセス権限の設定とている。     〈使別・責任に応じたウセス権限の設定とでいる。     〈使別・責任に応じた管理な分を必ずから、「注1)     〈を関うの食剤・責任に応じた管理な分をがアクセス権限の設定について実施している。     〈注2)     〈上ゲークを選上     ○を国に対してシステムアクセス権限を割り当てる場合は、必要是小限に関定している。     〈注2)     ○を国に対してシステムアクセス機関を割り当てる場合は、必要是小限に関定している。     〈と国に対してシステムアクセス機関を割り当てる場合は、必要是小限に関定している。     〈と国に対してシステムアクセス機関を割り当てる場合は、必要是小限に関定している。     〈と国に対してシステムアクセス機関を割り当てる場合は、必要と小限に関定している。     〈と国にの実施・選集を選がしている。     〈と国にの実施・選集を選を選出を言葉にいる。(13)     〈コケークアウセスを関するための認証方法、特定の場所及び装置からの接続に限定して接続、     ②はよる場面のクサルスを指定する。(14)     〈エアウススを設定に対してシストのの認識方法、特定の場所及び装置からの接続に限定して接続。     ②はよる選別の・特徴の原理回復の確認。     〈ログニとよび関の・特徴の原理回の確認。     〈エアナスを受けるの適用の、特徴のの専用に関係を受けましている。     〈日本のまが目的を対している。(15)     〈エア・フを取り扱う情報では、10)     〈エア・フを取り扱う情報では、10)     〈エア・フを取り扱う情報では、10)     〈エア・フを取り扱う情報では、10)     〈エア・フを取り扱う情報では、10)     〈エア・フを取り扱う情報では、10)     〈正教に対しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま	銀行API 3.3. 報告書・ セキュリ	3.3 内 の 正対 ニーー

通番	区分	セキュリティ 対応目標	対象者	手法例	関連規定	関連 規定 箇所	通番	セキュリティ 対応目標	解説文	手法例 / 具体例	関連 規定	関連 規定 箇所
28	シム発用理ス開運	システムアクセス に際しての特権 限の付与を可 限な作業 で、 で 業の発生を防ぐ	API 接続先	〈アクセス管理の実施〉 1. データ管理者の設置及び顧客データにアクセスできる者の人数とアクセス管理の仕組み・アクセス管理ルールを制定している。 2. 情報資産へのアクセス権限を付与する役職員数を必要最小限に限定するとともに、役職員に付与するアクセス権限を必要最小限に限定している。 〈特権IDの管理〉 3. 特権IDについては、原則、システム開発・運用時において使用することのない権限として管理し、社内のご〈限られたメンバーに限定した管理としている。 4. root、Administratorなど特権IDの付与が、セキュリティの管理責任者(部長級)の権限としている。 5. 特権IDにおいて、アクセス権限の変更が行われた場合は、当日中にセキュリティの管理責任者(部長級)あるいはセキュリティの管理者がモニター出力等で、変更結果を確認している。	FISC·安 対基準	運18				-		
29	ム開 発・運 用管	シ時にス防 アクで アクを でで アクを でで でで でで でで でで でで でで でで でで で	API接続先	〈本人確認の実施〉 1. 情報資産の利用者の識別及び認証にあたり、以下の措置を講じている(注1)。 〈関連規程や本人確認方法の構築〉 2. Dやバスワード(暗骨鍵含む)の運用管理方法の規程を制定している。 3. ユーザー(利用者側)のアクセスを管理するための認証方法、特定の場所及び装置からの接続に限定して接続・認証する仕組みを構築している。 〈ID・パスワードの管理〉 4. 本人確認に関するバスワード総当り攻撃によるID悪用を防止している(注2)。 5. 埋め込みIDのバスワードが漏洩しないための対策を行っている(注3)。 6. DB内やシェル内、プログラム間で使用するIDは、人が利用するIDとは別の管理としている(注4)。 7. システムワイン時のパスワードについて、十分推測されにくい文字数、文字種類とする運用とすることでパスワードの漏洩を防いている。 8. システムログイン時のパスワードを、申請・承認による都度発行とし、その申請作業内のみの有効期限を設定している。 〈証明書による認証〉 9. 証明書による認証〉 9. 証明書による認証とし、端末とその端末を利用できる担当者の認証を行っている。 10. ログイン時のでリスケムトークンを利用する多要素認証としている。 〈ネットワークの限定〉 11. 接続端末について一般的なネットワークアクセスを不可とし、接続元ネットワークを限定している。 〈注1)具体例 ①本人確認に関する情報が他人に知られないための対策 (注2)具体例 ①オイ確認に関する情報が他人に知られないための対策 (注2)具体例 ①ブログラムや運用ジョブ内で使用するバスワードが見られないための対策を実施する (注3)具体例 ①プログラムや運用ジョブ内で使用するバスワードが見られないための対策を実施する (注4)具体例 ①プログラムや運用ジョブ内で使用するバスワードが見られないための対策を実施する (注4)具体例 ①プログラムや運用ジョブ内で使用するバスワードが見られないための対策を実施する (注4)具体例 ①プログラムや運用ジョブ内で使用するバスワードが見られないための対策を実施する	FISC·安 対基準	運技技技 265 55	22	システムアクセス 時の認証を <u>実施</u> する。	不正アクセスによる情報漏洩や改 富、システム障害 等を発生させない ため、システムへ のアクセス時の本 人確認を適切に 実施する。	<ul> <li>〈関連規程や本人確認方法の構築〉</li> <li>1. IDやバスワード(暗号鍵含む)の運用管理方法の規程を制定している。</li> <li>2. ユーザーのアクセスを管理するための認証方法、特定の場所及び装置からの接続に限定して接続。認証する仕組みを構築している。(注1)</li> <li>〈ID・バスワードの管理〉</li> <li>1. 本人確認に関するバスワード総当の攻撃によるID悪用を防止している。(注2)</li> <li>2. システルエアクセスに繋がるようなIDの埋め込みを行っていない。(注3)</li> <li>3. DB内やシェル内、プログラム間にて使用するIDは、人が利用するDとは別の管理としている。(注4)</li> <li>4. システルログイン時のパスワードについて、十分推測されにくい文字数、文字種類とする運用でバスワードの漏洩を防いでいる。</li> <li>5. システムログイン時のパスワードを、申請、承認による都度発行し、その申請作業内のみの有効期限を接渡している。</li> <li>〈証明書による認証〉</li> <li>1. 証明書による認証とし、端末とその端末を利用できる担当者の認証を行っている。</li> <li>〈エリオン時にワンタイムトークンを利用する多要素認証としている。</li> <li>〈ネットワークの限定〉</li> <li>1. 接続端末について一般的なネットワークアクセスを不可とし、接続元ネットワークを限定している。</li> <li>〈注1)</li> <li>① 本人確認に関する情報が他人に知られないための対策</li> <li>(注2)</li> <li>① 情報システムに対してバスワード入力を連続して一定回数失敗した場合は、一時的に使用不可とする機能を設ける。</li> <li>(注2)</li> <li>① 情報システムに対してバスワード入力を連続して一定回数失敗した場合は、一時的に使用不可とする機能を設ける。</li> <li>(注2)</li> <li>① ブログラムや運用ジョブ内で使用するバスワードが見られないための対策を実施する。</li> <li>(注4)</li> <li>① プログラムや運用ジョブ内で使用するバスワードが見られないための対策を実施する。</li> <li>(注4)</li> <li>① プログラムや運用ジョブ内で使用するバスワードが見られないための対策を実施する。</li> <li>(注4)</li> <li>① プログラムや運用ジョブ内で使用するバスワードが見られないための対策を実施する。</li> </ul>	FISC·李安	<u>実</u> 1 実 <u>8</u> 実 <u>26</u>

通都	区分	セキュリティ 対応目標	対象者	手法例	関連規定	関連 規定 箇所	通番	セキュリティ 対応目標	解説文	手法例 / 具体例	関連規定	関連 規定 箇所
30	シム発用理ス開・管	シとその有すとなってし、ができないでは、ないでは、いくないでは、いくないでは、いくないでは、いくないでは、いくないでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この	API 接続先	〈情報資産へのアクセス記録〉 1. 情報資産へのアクセスを記録するとともに、当該記録の分析・保存は以下の通りに実施している(注1)。 〈ログ情報の提供〉 2. 利用者の利用状況、例外処理及びセキュリティ事象の記録(ログ等)を利用者に提供している。 (記録・ログ等)はその種類及び保存期間) ① 情報資産へのアクセス及び情報資産を取扱う情報システムの稼動状況についての記録・分析(例:ログインとログオフの状況、不正なアクセス要求・システムによって失効とわれにDなど(注2)) ② 取得した記録について、報元温えい等防止の観点から適切な安全管理措置を実施 ③ 取得した記録について、特に漏えいリスクの高い時間帯(例:休日や深夜時間帯等)におけるアクセス頻度の高いケースについて重点的な分析を実施 注2)具体例 ①システムログを取得し、内容を確認している ②業務Dを保有しておらず、運用DICついてはパスワード管理システムとアクセス実績管理システムによるアクセス度配管理を実施している ※システムログの取得・いる機能や業務アプリケーションにて作業結果を記録 ③望まれる水準の例:aOS、ミドルウェアの起動と終了かログに記録される、監視画面に上がる bOS、ミドルウェアの起動と終了がログに記録される、監視画面に上がる bOS、ミドルウェアの起動と終了がログに記録される「成功・失敗、/ログアウト) c.ローザ環境からのアプリケーションの操作目時が記録される。	FISC·李安	技37	23	システのアクセスのように、から、大学には、大学には、大学には、大学には、大学には、大学には、大学には、大学には	情報漏洩やシステム障害等が発生した場合、原因を調査することができるよう、アクセスログ等を保管する。	. 提供している。	FISC·安 対基準	<u>10</u>
31	シム発用理ス開運デ	担当者単独のシステムアクセスの発生を抑止し、不正な作業を防ぐ	API 接続先	<単独作業の防止> 1. ログイン時に部署内に自動全体周知されるのと、ログイン前に作業内容を事前全体周知することで、 部署内のメンバーが作業内容を確認できる運用を行い、単独作業による不正を抑止している。 2. 常に、申請・承認ベースの作業とすることで、単独作業が発生しない状態を作っている。 < 改ざん防止対応> 3. 顧客宛に表示するデータについて、利用部署、担当者による改ざんを防止する対策(ユーザーを特定可能とする体系、出力制限、出力記録、保管・廃棄方法の明確化)が講じられている。			24	作業担当者による 不正行為を防ぐ対 策を実施する。	無断で情報を外部 に持ち出す等、作 業担当者が不正 な行為を行うこと がないよう、必要 な対策を実施す る。	〈単独作業の防止〉 1. ログイン時に部署全体に自動的に周知されることに加えて、ログイン前に作業内容を部署全体に周知することで、部署内のメンバーが作業内容を確認できる運用を行い、単独作業による不正を抑止している。 2. 作業については、常に申請、承認を行うことで、単独作業が発生しない状態を作っている。 3. ソースコードの変更をリポジトリに反映させる際に、必ず他者の承認を必要とする運用とすることで、単独作業を抑止している。  〈改竄防止対応〉 1. 利用者宛に表示するデータについて、利用部署、担当者による改竄を防止する対策(担当者を特定可能とする体系、出力制限、出力記録、保管・廃棄方法の明確化)が講じられている。 〈第三者監査の実施〉 1. 外部監査や部内検査を定期的(年1回以上)に実施し、不正な行為を排除できる運用となっている事を確認している。		

通:	番区分	セキュリティ 対応目標	対象者	手法例	関連規定	関連 規定 箇所	通番	セキュリティ 対応目標	解説文	手法例 / 具体例	関連 規定	関連 規定 箇所
32	シム発用理の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	・ システム変更の単 独作業を抑止し、 不正なシステム変 更を防ぐ	API 接続先	〈単独作業の防止〉 1. 申請・承認ベースのシステム変更作業とすることで、単独作業を抑止している。 2. ソースコードの変更をリポジトリに反映させる際に、必ず他者の承認を必要とする運用とすることで、単独作業を抑止している。 <第三者監査の実施> 3. 外部監査や部内検査を定期的(年1回以上)に実施し、不正な行為を排除できる運用となっている事を確認している。				_	_		_	
33	シム発用理	・ システム変更時に 著しく品質が低下 しないような対策 を行う	API 接続先	<システムの品質確保> 1. ソースコードの変更をリポジトリに反映させる際に、自動テストを行うことで不測の品質低下を防いでいる。 2. システム変更時には必ずシステム停止を行い、打鍵確認による品質チェックを行っている。			<u>25</u>	システム変更時に 著しく品質が低下 しないよう <u>、必要な</u> 対策を <u>実施する。</u>	<u>システム変更時に</u> <u>発生しがちな品質</u> <u>低下を防ぐため、</u> <u>必要な対策を実施</u> <u>する。</u>	<システムの品質確保> 1.設計書等のドキュメントやソースコード、テスト結果についてレビューする体制を整備し、実施している。 2. ソースコードの変更をリポジトリに反映させる際に、自動テストを行うことで不測の品質低下を防いでいる。 3. システム変更時には必要に応じて システム停止を行い、打鍵確認による品質チェックを行っている。		
34		- システム変更に必変更に必変更に必要を の埋め、利力を が、利力を が、対するがであるができます。 ができまする。 ができまなる。 ができる。 ・ ができる。 ができる。 ・ ができる。 ・ ができる。 ができる。 ・ ができる。 ・ ができる。 ・ ができる。 ができる。 ・ ができる。 ・ がでる。 ができる。 ・ がでる。 ・ がでる。 ・ がでる。 ・ がでる	API 接続先	〈脆弱性テスト・侵入テストの実施〉 1. 以下の通りに脆弱性テスト・侵入テストを実施している(注1)。 2. 以下の場合にネットワークの脆弱性テストを実施している(注2)。 (注1)具体例 ①脆弱性テスト/侵入テスト等の第三者(専門業者)による診断の対象範囲(アプリケーション、OS、ハードウェア等) ②ツールベースの自動脆弱性テスト ③脆弱性テスト・侵入テストの実施インターバル(第三者診断は年1回、ツールは日次等) ④テスト結果の報告頻度、テストの結果から対策が必要となった部分に対する対応を実施 (注2)具体例 ①インターネットを利用してお客さまのパソコンからサービスを利用する ②インターネットVPNを使用して、特定のお客さまにサービスを提供する ③専用線を介してお客さまにサービスを提供する			26	外部からの不正 <u>ア</u> <u>クセス対策を実施</u> <u>する。</u>	外部からの不正ア クセスによって、 情報が漏洩したり 改竄されたりする ことがないよう、必 要な対策を実施す る。	<ul> <li>〈不正アクセス対策の実施〉</li> <li>1. 不正侵入検知・防御システム(IDS・IPS)及びWebアプリケーションファイアウォール(WAF)等の導入によって、不正侵入検知や改竄検知を行っている。(注1)</li> <li>2. 外部からの不正アクセスに対して、各種の防止措置を実施している。(注2)</li> <li>〈サイバー脅威関連情報の収集〉</li> <li>1. 目頃からメーカー、セキュリティベングー、外部団体(金融ISAC、JPCERT、警察庁、JC3等)等より、サイバー脅威情報を収集し、適切な分析(自社システムへの影響、即時対応が必要であるかの判断、過去に収集済みの情報で何等かの対応を行った履歴があるか)を行っている。</li> <li>(注1)</li> <li>① インターネット接続のウェブサイトで、ファイアウォールでステートフルインスペクション機能チェックを行い、DMZ内にWAFを設置している。</li> <li>② 専用線接続でWebサーバ公開を行っており、ファイアウォールでのステートフルインスペクション機能チェックを行っているが、DMZ内にWAFは設置せずWebアプリケーションのセキュアコーディングで対応し、Web診断で脆弱性対策を確認している。</li> <li>(注2)</li> <li>① アクセス可能な通信経路の限定</li> <li>② 外部ネットワークからの不正侵入防止機能の整備</li> <li>③ 不正アクセスの監視機能(IDS・IPS)の整備</li> <li>③ 不正アクセスの監視機能(IDS・IPS)の整備</li> <li>④ ネットワークによるアクセス制御機能の整備</li> <li>(例: シグニチャ(バターンファイル)の更新間隔等)</li> <li>④ ネットワークによるアクセス制御機能の整備</li> <li>(例: ウブニチャ(バターンファイル)の更新間隔等)</li> <li>④ ネットワークによるアクセス制御機能の整備</li> <li>(例: ウブニナタ・ファイル)の更新間隔等)</li> <li>⑤ ファイアウォール、リバースプロキシ設置等の不正アクセスを防止する仕組み及びファイアウォールの縦列多重化、アプリケーションへの攻撃対策</li> </ul>	銀報セティ API も も も も も も り り り り り り り り り り り り り	3.3.2 外 の か で が で 対 、 と

通礼	番 区分	セキュリティ 対応目標	対象者	手法例	関連規定	関連 規定 箇所	通番	セキュリティ 対応目標	解説文	手法例 / 具体例	関連規定規定	関連 見定 箇所
35	発•運	システから にの 対不す るな	API 接続先	〈不正アクセス対策の実施〉 <ol> <li>WMFなどの導入によって、改ざん検知や不正侵入検知を行っている(注1)。</li> <li>燃勢による不正アクセスを防止している(注2)。</li> <li>が場所による不正アクセスを放している(注2)。</li> <li>インターネット接続のWebサイトで、ファイアウオールでステートフルインスペクション機能チェックを行い、DMZ内にWAF (Web アブリケーションフィイアウォールを設置している(注2)。</li> <li>実際指接接続でWebサイトへと開きなこなっており、ファイアウォールのステートフルインスペクション機能・チェックを行っているが、DMZ内にWAF は設置せずWeb アブリケーションのセキュアコーディングで対応し、Web 診断で信頼性対策を掲記している(注2)。具体例(カアナマウォールやサーバーを振たに設置する場合やネットワークに大規模な変更を行なった場合は、ネットワーク構成や設定条件等を評価し、事前に聴弱性の有無を検査する(注3)。具体例(3)アクセス可能な通信経路の限定(2)、手術ネットワークからの不正径人防止性能の整備(3)、不正アクセスの監視機能(DS:NPS)の整備(ジブ・ナマレスの監視機能(DS:NPS)の整備(ジブ・ナマレスの監視機能(DS:NPS)の整備(ジブ・ナマレスの監視機能(DS:NPS)の整備(ジブ・ナマレスの監視機能(DS:NPS)の整備(ジブ・ナマレスの監視機能(DS:NPS)の整備(ジブ・ナマレスの監視機能(DS:NPS)の整備(ジブ・ナマレスの監視機能(DS:NPS)の整備(ジブ・ナマレスの監視機能の影響)へ(セキュリティ整視装置の設置・インターバルはOO)</li> </ol>	銀報セテイト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3.3.2 からア	<u>27</u>	<u>ワークに対する脆</u> <u>弱性対策を実施</u> <u>する。</u>	情報漏洩等が発 生することがない よう、システムや ネットワークに対	(システムにおける能理性対策の実施) 1、システムにおける能理性対策の実施) 1、システムに対ける原始性対策は診断を行っている。(注1) 2、サポム学師にいるサーバロンで、原理性対策を行っている。 3、セキュリア心能、変響を行っている。(注2) 5、セキュリア心能、変響を行っている。(注4) 6、セキュリア心が、変響を行っている。(注4) 6、セキュリティがメチの選用を行っている。(注5) 6、セキュリティがメチの選用を行っている。(注6) 7、世界の大力とを実施している。(注7) 7、本かワークの原理性ラストを実施している。(注7) 8、本かワークの原理性ラストを実施している。(注7) 8、本かワークの原理性ラストを実施している。(注7) 8、本かワークの原理性ラストを実施している。(注7) 8、本かなの実施・変態の実施 8、全国的な影響を実施・アルの変定 9、システムを照視策、変更時の変態 8、全国的な影響の実施 8、全国的な影響の実施 8、全国的な影響の実施 8、全国的な影響の実施 8、全国的な影響の実施 8、全国的な影響の実施 8、全国的な影響の実施 8、全国的な影響の実施 8、全国の変響を引きる。 9、全人された際にそこを読み合にして他のネットワークを診査を実施する。 9、全人された際にそこを読み合にして他のネットワークを改善を表小のこうかを診断する。 1 (注2) 1 (注4) 1 (注4) 1 (注5) 2 (注7) 2 (注7) 2 (注7) 3 (注7) 3 (注7) 3 (注7) 3 (注7) 4 (注7) 5 (注7) 5 (注7) 5 (注7) 5 (注7) 6 (注7) 7 (注7) 8 (注7) 9 (	銀報セテ 行告キィ API・リ則 3.3部不セ sl	

通番 区分	・ セキュリティ 対応目標	対象者	手法例	関連規定	関連 規定 箇所	通番	セキュリティ 対応目標	解説文	手法例 / 具体例	関連 規定	関連 規定 箇所
36 発用理	- システムに対する 外部からの不正な 通信を防ぐ	、 API 接続先	<ファイアウォール等の設置> 1. ファイアウォール等の設定により、外部からの不正な侵入を防ぐ措置を講じている。 2. 外部からの不正アクセスに対して、以下の防止措置を用意している(注1)。 (注1)具体例 ① アクセス可能な通信経路の限定 ②外部ネットワークからの不正侵入防止機能の整備 ③ 不正アクセスの監視機能の整備 ④ ネットワークによるアクセス制御機能の整備 ⑤ ファイアウォール、リバースプロキシ設置等の不正アクセスを防止する仕組み及びファイアウォールの 縦列多重化、アプリケーションへの攻撃対策	銀行API 報告 セキュリ ティ原則	3.3.2 外 の の か の な t				-	_	_
37 シム発用理 ス開達管	シス技弱性にうで発対する対象を行う	API 接続先		7 ( 1882)	3.3.2 か正ス 外のク策						

通番	区分	セキュリティ 対応目標	対象者	手法例	関連 規定	関連 規定 箇所	通番	セキュリティ 対応目標	解説文	手法例 / 具体例	関連規定	関連 規定 箇所
38	ム開 発・運	機密情報へのアクセスを制限して、不正な作業、誤った作業の発生を防ぐ	API 接続先	<ul> <li>〈ユーザーID管理〉</li> <li>1. 役職員に対してシステムアクセス権限を割り当てる場合は、必要最小限に限定している。アクセス権限は、業務プロセスの職務分離に応じたアクセス権限を適切に付与している。</li> <li>2. アクセス権限の登録・登録変更・削除の正式な手順を制定している。</li> <li>3. 役職員の異動、退職等変更がある場合は、異動・退職後速やかに削除等の手続きを行っている。</li> <li>4. アクセス権限設定・監理として、次に掲げる措置等を講じている(注1)。</li> <li>5. ユーザー(利用者側)のアクセスを管理するための認証方法、特定の場所及び装置からの接続に限定して接続・認証する方法等を導入している。</li> <li>(注1)具体例</li> <li>①各管理段階における情報資産の取扱いに関する役職員の役割・責任の明確化</li> <li>②情報資産の管理区分に応じたアクセス権限の設定</li> <li>③ユーザーIDは原則個人単位に設定し、共有しない</li> <li>④退職や異動により不要となったユーザIDがないか、役割や職責に応じたアクセス権限が適切に付与されているかを定期的に確認する</li> <li>⑤必要に応じた規程等の見直し</li> </ul>	銀行API 報告書・ セキュリ ティ原則	3.3.3 内 部からの 不正アク セス対 e	_	_			_	
39	ム開 発・運 用管	問題発生時の原因・経緯を特にしてアクセスを抑える	API接続先	〈情報資産へのアクセスを記録、当該記録の分析・保存〉 <ol> <li>情報資産へのアクセス及び情報資産を取扱う情報システムの稼動状況についての記録・分析。(例:ログインとログオフの状況、不正なアクセス要求、システムによって失効とされたIDなど)</li> <li>取得した記録について、漏えい等防止の観点から適切な安全管理措置を実施。         <ul> <li>取得した記録について、特に漏えいリスクの高い時間帯(例:休日や深夜時間帯等)におけるアクセス頻度の高いケースについて重点的な分析を実施。</li> </ul> </li> <li>ペログによる運用ID・特権IDの使用履歴確認〉</li> <li>開発/運用部署での運用ID(本番アクセス時の運用ID、特権ID)の使用について、異例扱いや特権ID利用の申請に無い操作が操作ログ上に無いことを検証している(注1)。</li> <li>休日や深夜時間帯等の漏洩リスクが高い時間帯におけるアクセス等を分析し検証している(注2)。</li> <li>(情報資産を取り扱う情報システムの監視及び監査〉</li> <li>信報資産を取り扱う情報システムの利用状況及び情報資産へのアクセス状況を監視している。</li> <li>監視状況についての点検及び監査を行っている。</li> <li>(注1)具体例</li> <li>①アクセス実績の検証例:ログが還元される、ログを(本番アクセスすることなく)参照可能である、異常時に監視画面に上がる</li> <li>②「検証」の例:不審なアクセスがないかログを目視確認している</li> <li>③アクセスログの記録・保存、定期的な査閲を行う</li> <li>注2)具体例</li> <li>①アクセス実績の検証例:ログが還元される、ログを(本番アクセスすることなく)参照可能である、異常時に監視画面に上がる</li> <li>②「検証」の例:不審なアクセスがないかログを目視確認している</li> </ol>	銀行API 報告書・	3.3.3 3.3.3 か か ア 大 e					-	
40	発•運	持ち出された機密 情報を適切に管 理する	接続先	〈情報の持出・削除・廃棄管理に関する取扱〉 1. 重要な機密情報・顧客情報の可搬性媒体へのデータコピーの持ち出し・削除・廃棄管理をログで記録し、定期的に査閲している。 2. 廃棄を業者に依頼する場合は、業者間との契約ならびに社内ルール(一般物と機密情報の分類等)に則り実施している。 〈管理方法の取決め〉 3. 電子記憶媒体の入手・作成、利用、複製、保管、持出し、廃棄など現物管理全般についての管理方法(管理簿の作成など)を取り決めている。	銀行API 報告書・ セキュリ ティ原則	3.3.3 内 部からの 不正アク セス対 e	<u>28</u>	持ち出された機密情報を管理する。	理方法を定めて、	<情報の持出し・削除・廃棄管理に関する取扱い     1. 重要な機密情報、顧客情報の可搬性媒体へのデータコピーの持出し・削除・廃棄管理を口グで記録し、定期的に査閲している。     2. 廃棄を業者に依頼する場合は、業者間との契約並びに社内ルール(一般物と機密情報の分類等)に則り実施している。     <管理方法の取決め>     1. 電子記憶媒体の入手、作成、利用、複製、保管、持出し、廃棄等現物管理全般についての管理方法(管理簿の作成等)を取り決めている。	銀行AP 報告書・ セキュリ ティ原則	3.3.3 内 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
41	ムの	データの種類・内 容に応じた管理策 を実施する	API 接続先	<データの管理レベルの設定> 1. 自サービスで取り扱われるデータの内、公開されるべきではないデータを列挙可能で、それらに対して 求められるべきセキュリティレベルを整理している。	銀行API 報告書・ セキュリ ティ原則	3.3.2 外 部からの 不正アク セス対策 y	<u>29</u>	データの種類・内 容に応じた管理策 を実施する。		<データの管理レベルの設定>  1. 自 <mark>社</mark> サービスで取り扱われるデータの内、公開されるべきではないデータを列挙可能で、それらに対して求められるべきセキュリティレベルを整理している。	銀行AP 報告書・ セキュリ ティ原則	3.3.2 外 部からの 不正アク セス対策 ×

通番     区分     セキュリティ 対応目標     対応目標     対応目標         日本     関連規定 規定 箇所     通番     セキュリティ 対応目標     解説文     手法例     手法例
<ul> <li>く安全管理措置の実施&gt;</li> <li>1 かしシッカード書きやバスワード等の機密性の高いデータを設り扱う場合、そのデータを安全に通信、保管するための仕掛かを導入しているに対し、 アナータの最近で選歩&gt;</li> <li>2 コレビュータ場面内や外部が終年に度人情報、設計方法等重要のデータを選手る場合、指令化または バスワードによる経過を持っているに対し。</li> <li>3 お客さまが使用するバスワードでは返客。 長数素能力の全てのデータを小少ったしている送出。</li> <li>4 大スワードによる経営を持っているには対し、 がスワードによるがおきまたが、対象があかられるこから、対象があからなどのから、ボランドがある情報が高えいする 投げている。</li> <li>5 四島中やシェルは、ブスワードは、おきなが、ファイルがある情報が高えいする 投げている。</li> <li>6 四島中やシェルは、ブスリーを開発している。</li> <li>7 四島中やシェルは、ブスリーのアチルは「大田・佐藤 できためた」では、大田・佐藤 できたが、大田・佐藤 できたが、大田 できた</li></ul>

通	番区分	セキュリティ 対応目標	対象者	手法例	関連規定	関連 規定 箇所	通番	セキュリティ 対応目標	解説文	手法例 / 具体例	関連 関語 規定 規定 箇	連定所
2	サビスムセリ機ーステのキテ能	情報喪失・破損からの復旧を可能とする	API 接続先	イックアップの実施>   1. データのバックアップと、その世代管理、復旧手段の確保を行っている。   2. バックアップにあたっては以下の措置により、障害発生時の技術的対応・復旧手続を整備している(注1)。   3. 早期復旧が不可能な場合の代替措置(別サイトからのバックアップデータの提供有無やデータ形式等)を制定している。   (注1)具体例   ①不正アクセスの発生に備えた対応・復旧手続の整備   ②コンピュータウイルス等不正プログラムによる被害時の対策   ③リカバリー機能の整備	銀行API 報告書・ セナィ原則	3.3.2 外 部 正 対 t	<u>31</u>	喪失・破損し <mark>た情</mark> <mark>報</mark> の復旧を可能と する。	情報が喪失したり 破損した場合にお いて、その情報を 復旧することがで きるよう、必要な 対策を実施する。	<td>銀行API 報告書・ セキュリ マイ原則 S</td> <td>外のク策</td>	銀行API 報告書・ セキュリ マイ原則 S	外のク策
	サビスムセリ機 ーステのキテ能	必 要な 認証 機能 を を で	接続先	<認証機能の管理> 1. 自サービスが提供する認証機能がどのような役割を果たしており、それを前提としたサービスとなっている場合、その構成が整理されている(注1)。 (注1)具体例 ①自社サービス内で提供している重要な機能(例:銀行情報の照会、銀行振込、等)について、その利用のためにどのような認証(例:DV)PW+ワンタイムトークン)をエンドユーザに対して課しているかを漏れなく整理し、認識している (課しているかを漏れなく整理し、認識している				利用者を保護する記機能を整備	リスクに応じた適 切な認証機能によ り、利用者の利便 性とセキュリティと を両立させる。	〈認証機能の管理〉 1. 自立サービスが提供する認証機能がどのような役割を果たしており、それを前提としたサービスとなっている場合、その構成が整理されている。(注1)  〈認証機能の提供〉 1. 利用者を適切に保護する認証機能を提供している。(注2) 2. セキュリティ事故の発生を想定した対策を行っている。(注3)  〈認証機能の見直〉〉 1. 認証を前提とした機能がある場合、その認証が求められるセキュリティレベルに応じて適切な状態であることを確認する仕組みを整備している。(注4)  (注1) ① 自社サービス内で提供している重要な機能(例:情報照会、振込等)について、その利用のためにどのような認証(例:ID/PW+ワンタイムトークン)を利用者に対して課しているかを漏れなく整理し、認識している。 (注2) ② バスワードを実験の最低数制限 ② バスワード変更は利用者を人及び管理者が画面から行い、第三者(オペレータ等)を介さない。 b. Windowsの場合、バスワードボリシー設定において、複雑さの要件を満たすバスワードを使用するようにしている。 ③ ロダイン原圧の確認画面の提供 ⑤ 12の意図。 (注2) ③ ロダイン原圧の確認画面の提供 ⑥ 12のアルニンの理解を対している等とかない。 b. Windowsの場合、バスワードを使用するようにしている。 ② システム監測を対面の仕組み(リスト型攻撃への対策) ② システム監測を対面の仕組み(リスト型攻撃への対策) ② システム監測を対面の仕組み(リスト型攻撃への対策) ② 2ンステム監測を対面の仕組み(リスト型攻撃への対策) ② 2ンステム監測を対面の仕組み(リスト型攻撃への対策) ② 2ンステム監測を対面の仕組み(リスト型攻撃への対策) ② 2、2、3、5、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	銀行API 報告書・ リティ原則	<u>外</u> のク策

通	番区分	・セキュリティ 対応目標	対象者	手法例	関連規定	関連 規定 箇所	通番	セキュリティ 対応目標	解説文	手法例 / 具体例	関連 規定	関連 規定 箇所
4	サビスムセリ機ーステのキテ能	, ユーザを保護する で認証機能を 見直す	API 接続先	<認証機能の見直し> 1. 認証を前提とした機能がある場合、その認証が求められるセキュリティレベルに応じて適切な状態であることを確認する仕組みを整備している(注1)。 (注1)具体例 ①認証レベルが劣化することの把握 a. 例:ID/PW認証やソーシャルログインを始め、自サービスにログイン可能な全ての認証方式を網羅・整理しており、それらの方式に脆弱性が無いことを定期的に確認している								_
4	サビスムセリ機 ーステのキテ能	, ユーザを適切に保 護する 提供する	API 接続先	<認証機能の提供> 1.ユーザを適切に保護する認証機能を提供している(注1)。 2.セキュリティ事故の発生を想定して以下の対策を行っている(注2)。 (注1)具体例 ①最低限やるべき項目 a.PW入力を一定回数間違うとアカウントロック b.PW文字数の最低数制限 ・パスワード変更は利用者本人および管理者が画面から行い第3者(オペレータ等)を介さない・Windowsの場合、パスワードボリシー設定で「複雑さの要件を満たす必要があるパスワード」の設定がされている場合、要件を満たすと評価してよい ②サービスのリスクに応じてやるべき項目 a.ログイン履歴の確認画面の提供 b.2段階認証 c.リスクペース認証 (注2)具体例 ①不正認証検知の仕組み(リスト型攻撃への対策) ②システム脆弱性検知の仕組み								
4	リティ	ス利護るに偽から実がの動一をよっている。これでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	API 接続先	<アプリケーションの管理> 1. スマートデバイス利用時の顧客保護として、動作するアプリケーションに対して、不正な偽アプリケーションが 出回らないよう、必要な対策を実施している(注1)。 (注1)具体例 ①配布時に電子署名を付与 ②アプリに対する署名の検証など、偽のアプリによるシステムアクセスを防止する ③スマートフォンアプリをリバースされた場合でも、暗号化キーや個人情報を抽出できない対策を行う			<u>33</u>	偽アプリケーショ ン <u>対策を実施す</u> る。	偽アプリケーショ ンによる情報漏洩 等が発生すること のないよう、必要 な対策を実施す る。	〈アプリケーションの管理〉 1. スマートデバイスにおけるアプリケーション利用時の顧客保護のため、不正な偽アプリケーションが出回らないよう、必要な対策を実施している。(注1) (注1) ① アプリ作成時に電子署名を付与する。 ② スマートフォンアブリをリバースエンジニアリングされた場合に備えて、暗号化や難読化等の対策を行う。 ③ アプリ内部に個人情報を保存しない。 ④ アプリ提供サイトのパトロールを実施する。		

通	番区分	セキュリティ 対応目標	対象者	手法例	関連規定	関連 規定 箇所	通番	セキュリティ 対応目標	解説文	手法例 / 具体例	関連 関連 規定 規定 意所
4	サビスムセリ機ーステのキテ能	, 不正アクセス時の 被害拡大を最小 限に止める	共通	<不正アクセスの拡大防止> 1. 不正アクセス検知後、サービス利用の制限、停止を行うことができる運用体制を整備している。	銀 名 告 も キ ュ ト ィ 原 則	3.3.4 不 正 発 対 a	<u>34</u>	不正アクセス発生 時の被害拡大を 最小限に止める。	不正アクセスが発 生した場合、被害 の拡大を最小限 にするため、必要 な対策を実施す る。	<不正アクセスの拡大防止> 1. 不正アクセス検知後、サービス利用の制限、停止を行うことができる運用体制を整備している。	銀行API 報告書・ セキュリ ティ原則 a
	サビスムセリ機 ーステのキテ能	・ 不正アクセス発生 時に追跡調査を 実施する	共通	<ログの記録・保存> <ol> <li>不審な資金移動等に関する利用者からの照会対応や、不正アクセス発生時の原因調査・対策の検討のため、アクセスログを記録・保存している(注1)。</li> <li>利用者の利用状況、例外処理及びセキュリティ事象の記録(ログ等)取得の有無と利用者への提供。(ログ種類:〇、保存期間:〇)</li> <li>(注1)具体例</li> <li>①システムログを取得し、内容を確認している。</li> <li>②パスワード管理システムとアクセス実績管理システムによるアクセス履歴管理を実施している※システムログの取得・・・OS機能や業務アプリケーションにて作業結果を記録</li> <li>③望まれる水準の例:</li> <li>a.OS、ミドルウェアの起動と終了がログに記録される、監視画面に上がるb.OS、ミドルウェアの起動と終了がログに記録される(成功/失敗/ログアウト)。ユーザ環境からのアプリケーションの操作日時が記録される。</li> <li>d.以下の内容が記録されることーOS起動/終了,DBMS起動/終了,ミドルウェア起動/終了,ディスク装置や論理ポリュームのマウント/アンマウント、ログ取得プログラムの起動/停止</li> <li>e.ネットワーク監視機能(アクセスログの取得や、不正アクセス時のアラーム等)を組み込んでいるf.運用者によって、アラーム報知等を監視している</li> </ol>		3.3.4 不 正発対 b	<u>35</u>	不正アクセス発生 時 <u>の</u> 追跡調査を <u>可能と</u> する。	不正アクセスが発 生した場合、原因 や対策を検討する ための追跡調査 ができるよう、必 要な対策を実施す	<ul> <li>⟨□グの取得・保管⟩</li> <li>1. 不審な資金移動等に関する利用者からの照会対応や、不正アクセス発生時の原因調査。対策の検討のため、アクセスログを取得・保管している。(注1)</li> <li>2. 利用者の利用状況、例外処理及びセキュリティ事象の記録(ログ等の種類や保存期間)を取得する。</li> <li>3. 利用するAPIのセキュリティリスクに応じた適切な実行ログの保管を行っている(実行ログが常に出力されるファイアウォールの導入等)。</li> <li>4. ログに出力されるメッセージコードを登録し、該当メッセージが出力された場合に通知される仕組みとしている。</li> <li>5. 外部団体(デジタル・フォレンジック研究会等)から公表されるガイドライン等に則った初動対応及び証拠保全を行っている。</li> <li>(注1)</li> <li>(システムログを取得(※)し、内容を確認している。※OS機能や業務アプリケーションにて作業結果を記録</li> <li>② パスワード管理システムとアクセス実績管理システムによるアクセス履歴管理を実施している。</li> <li>③ その他:         <ul> <li>a. OS、ミドルウェアの起動と終了がログに記録される、監視画面に上がる。</li> <li>b. OS、ミドルウェアへのログインが記録される(成功・失敗・ログアウト)。</li> <li>c. ユーザー環境からのアプリケーションの操作日時が記録される。</li></ul></li></ul>	3.3.2 外 部からの 不正対 記 3.3.4 中 と 3.3.4 マク生応 り b
ţ	APIセリント O キティ 能	認証に関わる機密情報の漏洩対策を行う	API 接続先	<トークンの有効期限管理> 1. 利用するAPIのセキュリティリスクに応じた適切なトークン管理を実施している。 (例えば1時間など一定時間以上の有効期限を持ったトークンについて暗号化保存) <暗号化対象の取決め> 2. 暗号化の対象を取り決めている(注1)。 (注1)具体例 ①OAuth認証で使用する認証コード、アクセストークン	銀行API 報告書・ セキュリ リ	3.3.2 外 部 不 セ h	<u>36</u>	認証 <mark>認可に関する</mark> 機密情報の漏洩 対策を <mark>実施する</mark> 。	<u>認証認可に関する</u> 機密情報が漏洩 することがないよ う、必要な対策を	〈トークンの適切な管理〉 1. 利用するAPIのセキュリティリスクに応じた適切なトークンの管理を実施している。 (注1) 〈暗号化対象の取決め〉 1. 暗号化の対象を取り決めている。(注2) (注1) ① 1時間等、一定時間以上の有効期限を持ったトークンについて暗号化保存する。 (注2) ① OAuth2.0で使用する認可コード、アクセストークン、リフレッシュトークン	銀行API 報告書・ セキュリ ティ原則 g

通	番区分	セキュリティ 対応目標	対象者	手法例	関連規定	関連 規定 箇所	通番	セキュリティ 対応目標	解説文	手法例 / 具体例	関連 規定	関連 規定 箇所
5	APIセリ機	APIの想定外利用 回避のための原 則を把握する	API 接続先	<apiの想定外利用の回避> 1. 利用するAPIのscopeや、取得するトークンによって実現できる機能を理解している(注1)。 2. APIの想定外利用回避のための原則を把握し、以下の脅威に対策を実施している(注2)。 (注1)具体例 ①OAuth2.0の仕組みを理解しており、それに関連する項目の意味を説明することができる ②API提供元で最低限果たすべきセキュリティ原則がなにかを理解しており、そうなっていることをAPI提供元に対して確認することができる (注2)具体例 ①URIの一部を改ざんして、サーバーにアクセスし不正に他社のデータを取得する ②APIリクエストを偽造して、不正にデータ取得等をする ③悪意のある会社・第三者がアクセストークンを乗っ取り、他社の個人情報を不正に入手したり、利用者に損害を与える ④悪意のある第三者がインターネット上又は広域LAN情報の通信をハイジャックし、個人情報を不正に入手したり、利用者に損害を与える</apiの想定外利用の回避>			<u>37</u>	APIの想定外利用 <u>を回避する</u> 。	APIが想定外に利 用されないよう、 必要な対策を実施 する。	<apiの想定外利用の回避> 1. 利用するAPIの範囲や、取得するトークンによって実現できる機能を理解している。(注1) 2. APIの想定外利用(注2)を回避するための原則を把握し、対策を実施している。 3. 外部団体(金融ISAC、JPCERT、警察庁、JC3等)から発行されるセキュリティリファレンス等に則った認可機能・APIリクエスト機能の開発を行っている。 (注1) ① OAuth2.0の仕組みを理解しており、それに関連する項目の意味を説明することができる。 ② API提供元に求められる最低限のセキュリティ原則を理解しており、API提供元においてそれが満たされていることを確認することができる。 (注2) APIの想定外利用とは、以下のようなものを指す。 ① URIの一部を改竄して、サーバにアクセスし不正に他社のデータを取得する。 ② APIリクエストを偽造して、不正にデータ取得等をする。 ③ 悪意のある会社・第三者がアクセストークンを乗っ取り、他社の個人情報を不正に入手したり、利用者に損害を与える。 ④ 悪意のある第三者がインターネット上又は広域LAN情報の通信をハイジャックし、個人情報を不正に入手したり、利用者に損害を与える。</apiの想定外利用の回避>		
52	APIセンド と を は と と と た 能	API利用実績の追 跡調査を可能にす る	API 接続先	<ログの取得・保管> 1. 利用するAPIのセキュリティリスクに応じた適切な実行ログの保管を行っている。 (実行ログが常に出力されるFWの導入) 2. ログに出力されるメッセージコードを登録し、該当メッセージが出力された場合に通知される仕組みとしている。	銀 報 せ キュ リ 則	3.3.2 外 の が の の の な も も も も も も も も も も も も も	_	_				
53	APIセリ機	利用者の認識して いないところで、 該当アカウントの API接続先との 続が行われること がないようにする	銀行	<本人確認の実施> 1. API接続先に対するアクセス権限の付与(認可)を利用者の申請に基づき行い、その際利用者の 本人認証を行っている。	銀行API 報告キュリ ティ原則	3.3.2 外 3.3.2 外 の の の の の の の の の の の の の	38	<u>利用者の</u> アカウン  ト <u>が</u> API接続 <u>に使</u>   <u>用され</u> ないように	利用者が認識していないにも関わらず、利用者のアカウントがAPI接続に使用されることがないよう、必要な対策を実施する。	<本人確認の実施> 1. API接続先に対するアクセス権限の付与(認可)を利用者の申請に基づき行い、その際。利用者の本人認証を行っている。	銀行API 報告 せ ナ イ 原 則	3.3.2 外 部 部 正 対 b

通	番区分	・ セキュリティ 対応目標	対象者	手法例	関連 規定	関連 規定 箇所	通番	セキュリティ 対応目標	解説文	手法例 / 具体例	関連 規定 規定 規定 箇所
	APIセリ機	利用者のAPI接続の 利用者でス、API接続の 対した、API接続の 対したのに 対したのに 対したので ができまする を度とする	銀行	〈アクセス範囲に応じた認証の実施〉 1. API接続先に対するアクセス権限の付与に関する利用者の認証は、利用者の属性や付与するアクセス権限の内容とそのリスクに応じた強度としている。 2. API接続先に対するアクセス権限の付与に関する利用者の認証方式の選択にあたっては、インターネット・パンキングの認証方式(注1)の水準を一つの目安として、以下の点に留意している(注2)。 〈アクセス範囲の限定〉 3. API接続先に付与するアクセス権限について、API接続先が提供するサービスに必要な範囲に限定している。 (注1)具体例 ①ログイン時にID+パスワード、振込時にワンタイムパスワードを用いている ②通常使用しているPGと異なる機器で取引処理を実施する場合に、追加認証機能を実装している (注2)具体例 ①API接続先に対するアクセス権限の付与に関する利用者の認証は、個々の取引に係る認証ではなく、アクセス権限の「認可」に係る認証とする ②APIを通じて指図を受ける個々の取引に係る認証方式も勘案した全体の不正アクセスリスクに応じた認証強度とする	銀行API 報告書・	3.3.2 外 部 正 対 d	<u> </u>	利用者の利便性と、リスクに見合った利用者保護を実現する認証強度とする。	利用者にとって、 API接続先が提供するサービスの利便性と、API接続に関するリスクに見するリスクに見合った利用者保護の双方を実現するため、最適な認証強度を確保する。	〈アクセス範囲に応じた認証の実施〉 <ol> <li>API接続先に対するアクセス権限の付与に関する利用者の認証は、利用者の属性や付与するアクセス権限の内容とそのリスクに応じた強度としている。</li> <li>API接続先に対するアクセス権限の付与に関する利用者の認証方式の選択にあたっては、インターネットパンキングの認証方式(注1)の水準を一つの目安として、実施している。(注2)</li> <li>API接続先に付与するアクセス権限について、API接続先が提供するサービスに必要な範囲に限定している。</li> <li>(注1)</li> <li>ログイン時にIDとパスワード、振込時にワンタイムパスワードを用いている。</li> <li>適常使用しているPCと異なる機器で取引処理を実施する場合に、追加認証機能を実装している。</li> <li>(注2)</li> <li>API接続先に対するアクセス権限の付与に関する利用者の認証は、個々の取引に係る認証ではなく、アクセス権限の認可に係る認証とする。</li> <li>2 APIを通じて指図を受ける個々の取引に係る認証方式も勘案した全体の不正アクセスリスクに応じた認証強度とする。</li> </ol>	銀行API 報告書・ 部不セカティ原則 C
	ェ キュリ	認証機構以外にも構以外機の大力が表別である。 は、方がれるのでは、一切では、一切では、一切では、	銀行	<多層防御の実施> <ol> <li>認証機構以外にも全体システム機構として、万が一の脆弱性やそれの攻撃に対する多層防御を図っている(注1)。</li> <li>(注1)具体例</li> <li>①API接続先とのサーバー間接続を原則として、接続間のパラメーター情報が参照されない機構の導入②API接続先のIPアドレスなどを限定して、それ以外からのアクセスを許容しない機構の導入③API接続先にクライアント証明書の導入を求めて、証明書による接続元認証を行う機構の導入</li> </ol>			<u>40</u>	脆弱性 <u>へ</u> の攻撃 に対する多層防御 を図る。	脆弱性への攻撃 によって情報漏洩	<ul> <li>〈多層防御の実施〉</li> <li>1. 認証機構以外にも全体システム機構として、予期していない 脆弱性への攻撃に対する多層防御を図っている。(注1)</li> <li>〈既知の脆弱性への対応〉</li> <li>1. 外部団体(金融ISAC、JPCERT、警察庁、JC3等)から発行されるセキュリティリファレンス等に則った認可機能・APIの開発を行っている。</li> <li>(注1)</li> <li>① 多層防御とは一般的に侵入前対策(入口対策)と、侵入後(出口対策)と内部対策を組み合わせて対策を行うものである。         。侵入前対策(入口対策):ウイルスやマルウェア等がネットワークに侵入する脅威から防ぐ。</li></ul>	銀行API 報告書・ セキュリ ティ原則 家
	APIセリセン機	API接続先との接続への認証を、続への認証を、電子に悪用されるリスクをせる	銀行	<トークンの管理> 1. API接続先に発行するトークンには、適切な有効期限を設定している。 (例えば、1回限りとする、1ヶ月から数ヶ月で失効する) 2. アクセス権限の内容に応じたトークンの偽造・盗用対策を行っている。 3. 不正アクセス検知後、すみやかにアクセス権限の制限・停止・取消が可能な仕組みとしている。 <暗号化対象の取決め> 4. 暗号化の対象を取り決めている(注1)。 (注1)具体例 ①OAuth認証で使用する認証コード、アクセストークン	銀行API 報告書・コリリ	3.3.2 外 部正 アセス h	41	認証 <u>の</u> 悪用リスクを可能な限り低減	API接続先との接 続における認証 が、第三者に悪用 されるリスクを可 能な限り低減させ るため、必要な対 策を実施する。	〈トークンの適切な管理〉 1. API接続先に発行するトークンには、適切な有効期限を設定している。(注1) 2. アクセス権限の内容に応じたトークンの偽造・盗用対策を行っている。 3. 不正アクセス検知後、速やかにアクセス権限の制限、停止、取消が可能な仕組みとしている。 〈暗号化対象の取決め〉 1. 暗号化の対象を取り決めている。(注2) (注1) ① 1回限りとする。 ② 1ヶ月から数ヶ月で失効する。 (注2) ① OAuth2.0で使用する認可コード、アクセストークン、リフレッシュトークン	銀行API 報告書・ おからの 部下正対 では、M

i	播区	分	セキュリティ 対象者	手法例	関連規定	関連 規定 箇所	通番	セキュリティ 対応目標	解説文	手法例 / 具体例	関連規定	関連 規定 箇所
	API・ 57 ティン 能	ロリメ	限行単体ではな X、API接続先を含 かた全体の認証 歯度を以って、利 用者保護を図る	<利用者保護の実施> 1. 利用者からAPI経由で銀行に対して行われる個々の取引指図について、銀行側で行う認証強度に対して、 API接続先で行う認証強度が劣後することが想定し、その方が利用者利便性のために適切だと考えられる 場合は、他の仕組みによって利用者保護を図っている。	銀行API 報告 キュリ ティ原則	3.3.2 外 の か か の ク ち の り り り り り り り り り り り り り り り り り り	<u>42</u>	API接続先を含め た全体の認証強 度を <mark>も</mark> って、利用 者保護を図る。	利用者保護の観点から、金融機関はAPI接続先も含めた認証強度を適切に整備する。	〈認証強度の確認・確保〉 <ol> <li>利用者からAPI経由で金融機関に対して行われる個々の取引指図について、API接続先で実施している認証強度が金融機関側の認証強度に労後しないか確認している。</li> <li>金融機関側で行う認証強度に対して、API接続先で行う認証強度が劣後することが想定される場合、その方が利用者利便性のために適切だと考えられる取引は、他の仕組みによって利用者保護を図っている。</li> </ol>	銀報セナイ API も も も も も も も り り り り り り り り り り り り	3.3.2 外 の か 正 対 m
	API: 58 キュ ティ	利とし、A秆を	API利用に関わる 利用者説明責任 接続先	<利用者の誤認防止> 1. 認可形式のAPIの利用において、利用者に対し、そのトークンを使って何を行うかを説明している。	銀報利保則 行告用護	3.4.2 説 明、、得 説 意	<u>43</u>	API利用に関わる 利用者説明責任 を果たす。	田十71-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	<利用者の誤認防止> 1. 認可形式のAPIの利用において、利用者に対し、そのトークンを使って何を行うかを説明している。 <u>&lt;利用者への説明&gt;</u> 1. 認可形式のAPIの利用において、利用者に対し、その機能が利用不可能となる状況や可能性について説明している。	銀報利保則 行告用護	I 3.4.2 説 明·取 d d
	API <sup>;</sup> 59 キティ	利とリー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	API利用に関わる 利用者説明責任 接続先 を果たす	<利用者への説明> 1. 認可形式のAPIの利用において、利用者に対し、その機能が利用不可能となる状況や可能性について 説明している。	銀報利保則  API  API  API	3.4.2 説 明·、司 和					_	

通	番区	か 対応	ュリティ : な目標	対象者	手法例	関連規定	関連 規定 箇所	通番	セキュリティ 対応目標	解説文	手法例 / 具体例	関連 規定	関連 規定 箇所
6	API: カーキュイ	利に解を防ぐのるぐ	DAPI接続 5誤認·誤	銀行 ((((((((((((((((((((((((((((((((((((	< 重要情報の表示、利用者からの同意取得> 1. トークン発行にあたって、API接続に関する情報についてわかりやすく画面表示のうえ、利用者の同意を求めている(注1)。  (注1)具体例 ①アクセス権限を付与するAPI接続先の名称 ②API連携するサービス等の名称 ③付与する権限の内容・範囲 ④付与する権限の内容・範囲 ⑤付与した権限の削除、解除方法 ⑥その他注意喚起が必要な事項 ⑦情報漏洩防止のために暗号化していること ⑧サービス規約、問い合わせ窓口、安全対策の概要、緊急時の連絡窓口	銀行告用護和保則	3.4.2 説 明、、 制 、 制 、 制	<u>44</u>	利用者のAPI接続 に関する誤認・誤 解を防ぐ。	利用者がAPI接続 に関する誤認や誤 解をしないよう、必 要な対策を実施す る。	く重要情報の表示、利用者からの同意取得> 1. トークン発行にあたって、API接続に関する情報についてわかりやすく画面表示のうえ、利用者の同意を求めている。(注1) (注1) (① アクセス権限を付与するAPI接続先の名称 ② API連携するサービス等の名称 ③ 付与する権限の内容、範囲 ④ 付与する権限の内容、範囲 ④ 付与する権限の削除、解除方法 ⑥ その他注意喚起が必要な事項 ⑦ 情報漏洩防止のために暗号化の実施 ⑧ サービス規約、問い合わせ窓口、安全対策の概要、緊急時の連絡窓口	銀報利保則 行書者 原 夏	3.4.2 説 明·表 示得 C